



第一艦隊法令別冊

軍艦例規

第一艦隊

明治四十四年五月刊行	昭和二年三月十三日第四回改版
大正二年七月一日第一回改版	昭和四年三月一日第五回改版
大正五年七月一日第二回改版	昭和六年九月一日第六回改版
大正八年十二月一日第三回改版	

# ○凡 例

- 一、本書ハ當直將校其ノ他ノ携帶披閱ニ便ナラシメンガ爲第一艦隊法令中ヨリ軍艦例規(軍艦週課日課及軍艦職員服務ニ關スル諸規程)ノ部ヲ分離シテ別冊トシタルモノナリ
- 二、各艦ハ其ノ艦ノ内規ヲ制定スルニ當リ本書中ニ規定セル事項ハ重ネテ之ヲ記載スルニ及バズ
- 三、法令改廢ノ都度直ニ訂正スルヲ要ス

昭和六年九月一日

## 第一艦隊司令部

### 軍艦例規目次

○軍艦週課日課規則

○軍艦週課日課施行心得

第一項	日 課	一四
第一節	總員起床	一四
第二節	露天甲板洗ヒ方	一五
第三節	洗 面	一七
第四節	居住甲板掃除	一七
第五節	金物手入	一八
第六節	銃器手入	一八
第七節	武器手入	一九



第五節 下士官兵乘退艦者取扱方

第六節 處罰人取扱方

第七節 喫煙

第八節 食事配當

第九節 取上ノ物處分方

第十節 觀覽者並ニ面會人取締心得

○軍艦職員服務心得

第一項 艦員一般心得

第二項 當直將校及副直將校心得

第三項 衛兵司令及衛兵副司令心得

第四項 甲板士官心得

第五項 衛兵心得

第六項 信號員心得

第七項 電信員心得

第八項 暗號員心得

第九項 操舵員心得

第十項 當直傳令員心得

第十一項 艦內諸役員心得

第一節 外舷掛

第二節 居住甲板掃除番

第三節 廁番

第四節 食卓番

第五節 取次

第六節 從兵

第七節	守燈番	一三九
第八節	艦底掛	一四一
第九節	砲塔當番及發射管室當番	一四四
第十節	甲板要具掛	一四四
第十一節	衛生掛	一四四
第十二項	機關科一般心得	一四五
第十三項	機關科當直員心得	一四八
第十四項	機關科特務下士官心得	一五〇
第十五項	機關科諸役員心得	一五八
第十六項	軍醫科士官服務心得	一六三
第十七項	主計科准士官以上服務心得	一六五

(終)

# 軍艦例規

## ○軍艦週課日課規勅

第一條 軍艦ノ週課日課ノ施行ニ關シテハ主トシテ本則ニ依ル  
 特務艦、驅逐艦、潜水艦等ニ在リテハ爲シ得ル限り本則ヲ準  
 用スベキモノトス

第二條 週課ノ要旨ハ日曜ヲ休養ニ、月曜午前ヲ訓育日課ニ、  
 月曜午後及火、水、木曜ヲ教練日課ニ、金、土曜ヲ整備日課  
 ニ充ツルヲ標準トシ以テ一週間内ニ於ケル教練作業ノ按配ヲ  
 適切ナラシムルニ在リ、日課ノ要旨ハ乗員ノ生活、日施ノ諸  
 作業及週課表ニ依ル當日ノ豫定作業等ヲ斟酌シ一ノ日行事ヲ

適當ニ按配スルニ在リ

第三條 各級指揮官本則ノ實施ニ當リテハ嚴正ナル軍紀ノ下ニ極力之ガ勵行ヲ要スベキハ勿論特ニ能率及成果ノ向上ニ留意スルヲ要ス

之ガ爲教練作業ノ繁閑、輕重、乘員ノ教練等、艦ノ實情ニ應ジ本則ノ實施ヲ適切ナラシムルコト肝要ナリ

第四條 艦務又ハ天候等ノ都合ニ依リ已ムヲ得ズ規定ノ週課日課ヲ施行シ能ハザルトキハ適宜之ヲ變更スルコトヲ得但シ儀制ニ關スル場合及規定外ノ服裝ヲ爲ストキハ豫メ所在當該戰隊首席指揮官ノ認許ヲ受クルモノトス

第五條 遙拜式、軍事點檢其ノ他儀制ニ關スル事項ハ首席指揮官ノ乘艦ニ倣ヒテ施行スルモノトス

第六條 諸點檢ハ艦長自ラ之ヲ行フヲ原則トス但シ特ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ又場合ニ依リ適宜部下關係者ヲシテ代リ行ハシムルコトヲ得

第七條 凡テ指定セラレタル教練又ハ作業ヲ行フトキハ左ノ諸例ニ準ジ整備旗ヲ掲ゲ其ノ完成ヲ報告スルモノトス但シ連續數種ノ指定教練ヲ行フトキハ第一ノ教練ニ對スル整備旗ヲ右舷第二ノ教練ニ對スルモノヲ左舷ノ桁端ニ掲グルモノトス以下之ニ準ズ

- 一、防火教練ハ現場使用ノ吐水管ヨリ吐水スルニ至リタル時
- 二、防水教練ハ防水蓆ヲ舷側ニ展張シ終リタル時又ハ防水蓆ナキ艦ハ艦内各部ヨリ整備ノ報告ヲ得タル時
- 三、短艇ヲ派遣スル教練ニ在リテハ短艇悉ク舷側ヲ離レタル

時及之ヲ曳上ゲ短艇索ヲ放チタル時

四、其ノ他ノ場合ニ在リテハ艦内各部ヨリ整備ノ報告ヲ得タル時

第八條 諸教練ノ實施ハ左記ニ依ルモノトス

一、合戦準備教練

(イ) 碇泊中ニ在リテハ短艇甲板ニ收納セザル短艇ヲ揚グル

モノトス

(ロ) 航泊ヲ問ハズ收メアル短艇ニハ覆ヲ掛クルモノトス

二、短艇ヲ派遣スル指定教練ニ在リテハ特令ナキ限り之ヲ旗艦ニ送ルモノトス、但シ航海中ニ在リテハ溺者救助教練ヲ除クノ外特令ナキ限り短艇ヲ卸サズ其ノ附近ニ載艇要具ヲ整備シ乗艇人員ヲ整列セシメ凡テノ手續ヲ行フモノトス

三、溺者救助教練ニ於テハ信號降下(發令)ト同時ニ前艦橋附近ヨリ黒塗空樽(約一斗入)ヲ投ジテ溺者ニ擬シ之ニ近ク艦尾ヨリ救命浮標ヲ投下ス救難浮標ヲ投ズルハ特令ニ據ル

四、總短艇撓漕(帆走)教練ニ在リテハ特令ナキ限り現ニ卸シアルカ又ハ「ダビット」ニ釣シアル撓艇(「ランチ」「ピシネース」)ヲ除ク)全部之ニ參加スルモノトシ各艇ハ各艦ヲ左舷ニ見テ所屬戰隊(隊)ヲ一周スルモノトス

五、陸戰隊、敵艦捕獲、商船臨檢、拿捕、短艇軍裝及掃海教練ニ於ケル派遣隊員ノ服裝ハ當日ノ服裝トス

六、航行中ノ指定防水教練ニ在リテ艦底索ハ特令ナキ限り艦首ニ之ヲ備ヘ置クモノトス

第九條 夜間防火防水教練、夜間飛行空放發火等他艦ニ危險ヲ及ボシ又ハ關係アル諸教練ヲ施行セムトスル時ハ豫メ他艦船ニ通報スルヲ要ス但シ作業地ニ在リテハ防火防水、夜間飛行教練ヲ除ク夜間諸教練及小銃空放發火ニ限り前項ノ通報ヲ爲サザルコトヲ得

第十條 日課ヲ甲、乙ノ二種トシ更ニ之ヲ夏季冬季ニ區分ス、北半球ニ於テハ夏季日課ハ四月一日ヨリ九月三十日迄、冬季日課ハ十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トシ南半球ニ於テハ之ニ反ス

第十一條 日ノ長短、氣候ノ寒暖等ノ爲本則ヲ適用シ難キ場合ニハ所在首席指揮官適宜斟酌變更スルコトヲ得

第十二條 軍事點檢ハ各戰隊毎ニ特令ニ依リ之ヲ施行シ各艦ハ

整備旗ヲ掲グ(其ノ時「氣ヲ付ケ」ノ號音ヲ用フ)其ノ整備ヲ當該戰隊首席指揮官ニ報告スルモノトス

第十三條 天幕柱ハ平常之ヲ倒シ置キ必要ニ應ジ立ツルヲ例トシ番兵塔ノ覆ハ荒天雨天ノ場合ヲ除クノ外總員起床時ニ之ヲ撤シ日没後ニ掛ケ其ノ横幕及天幕ハ特令ナキ限り之ヲ撤セザルモノトス 但シ雨天荒天ノ場合ヲ除クノ外酷暑日課中ハ番兵塔覆ヲ、又夏季服裝着用中ハ横幕ヲ掛ケザルヲ例トス 機動艇ノ全覆ハ荒天雨天ノ場合ヲ除クノ外總員起床時ニ之ヲ撤シ日没後(夏季服裝ノ季間ハ初夜巡檢後)掛クルモノトス 但シ半覆及機關室ノ覆ハ此ノ限ニ在ラズ又其ノ天幕ハ夏期日課施行中ニ限り之ヲ使用スルモノトス

武器ノ覆ハ雨天ノ場合ヲ除クノ外總員起床後之ヲ撤シ午後止



業時甲板掃除ノ時之ヲ掛クルヲ例トス

第十四條 祝日、祭日、記念日及公暇日ノ行事左ノ如シ

一月一日 四方拜 正装、遙拜式、御寫眞奉拜、終テ通

常禮裝(艦内ニ在リテハ日没後軍裝)、休業

一月二日 通常禮裝(艦内ニ在リテハ軍裝)、

休業

一月三日 元始祭 通常禮裝、遙拜式、終テ艦内ニ在

リテハ軍裝)、休業

一月五日 新年宴會 軍裝、休業

二月十一日 紀元節 滿艦飾、正装、遙拜式、御寫眞奉拜、

終テ通常禮裝(艦内ニ在リテハ日

没後軍裝)、休業

春分ノ日 春季皇靈祭 通常禮裝、遙拜式、終テ軍裝、休業

四月三日 神武天皇祭 通常禮裝、遙拜式、終テ軍裝、休業

四月二十九日 天長節 滿艦飾、正装、遙拜式、御寫眞奉拜、

終テ通常禮裝(艦内ニ在リテハ日

没後軍裝)、休業

四月三十日 靖國神社大祭 通常禮裝、遙拜式、終テ軍裝、休業

五月二十七日 記念日 軍裝帶勳、記念式、終テ休業(軍裝)

秋分ノ日 秋季皇靈祭 通常禮裝、遙拜式、終テ軍裝、休業

九月十七日 記念日 軍裝帶勳、記念式、終テ休業(軍裝)

十月十七日 神嘗祭 通常禮裝、遙拜式、終テ軍裝、休業

十月二十三日 靖國神社大祭 通常禮裝、遙拜式、終テ軍裝、休業

十一月三日 明治節 滿艦飾、正裝、遙拜式、御寫真奉拜、

終テ通常禮裝(艦内ニ在リテハ日  
没後軍裝)、休業

十一月二十三日 新嘗 祭 通常禮裝、遙拜式、終テ軍裝、休業

十一月二十五日 大正天皇祭 通常禮裝、遙拜式、終テ軍裝、休業

記念式ニハ該記念ニ關スル詔勅奉讀及講話ヲ爲スヲ例トス

第十五條 日没前左記諸項ヲ實施ス

一、掌砲長ハ航海中各救助艇ニ小銃一挺ヲ配給シ之ヲ當直將  
校ニ報告ス

二、掌航海長ハ航海中各救助艇ニ兵器筐一個宛ヲ配給シ之ヲ  
當直將校ニ報告ス

第十六條 御寫真奉拜ヲ其ノ固有奉安位置以外ニ於テ行フ時ハ

其ノ部ノ天幕及横幕ヲ張ルモノトス

第十七條 週課長及日課長ヲ左ノ如ク定ム

軍艦週課表標準

			曜日	月	火	曜
			休	育	教	練
			業	檢	洗	濯
			養	補	習	教
			訓	練	作	業
			育	日	課	或ハ
			ヲ	施	行	スル
			コ	ト	ア	リ
			情	況	ニ	依
			リ	テ	訓	
			事	情	ノ	許
			ス	限	リ	之
			ヲ	施		
			行	ス		
			ハ	事	情	ノ
			許	ス	限	リ
			之	ヲ	施	
			行	ス		
			被	服	洗	濯
			配	置	(	補
			習	教	育	
			部	署	教	練
			置	置	(	補
			習	教	育	
			諸	點	檢	
			精	神	教	育
			部	署	教	練
			置	置	(	補
			習	教	育	
			被	服	洗	濯
			配	置	(	補
			習	教	育	
			部	署	教	練
			置	置	(	補
			習	教	育	

水曜	木曜	金曜	土曜
教練日課	教練日課	整備日課	整備日課
(一) 部署教練	(一) 部署教練	(一) 被服(鈞床、帆布具)洗濯	(一) 艦内大掃除
(二) 配置(補習)教育	(二) 配置(補習)教育	(二) 船體、兵器、機關保存整備	(二) 防火教練
		(三) 配置(補習)教育	(三) 艦内各部手入整頓
		(一)ノ中被服洗濯ハ事情ノ許 ス限リ之ヲ施行ス	

備考

- 一、本週課表ハ一週間ヲ以テスル訓練作業割當ノ標準ヲ示ス但シ艦隊行動作業ノ情況ニ依リ日課ヲ互ニ繰換施行スルコトアリ
- 二、本標準ニ於ケル教練作業割當ノ細項ニ關シテハ一ニ各艦(隊)ノ案畫ニ俟ツベキモノトス
- 三、教練日課ニ於ケル夜間教練ハ努メテ勵行スルヲ要ス
- 四、寢具乾方ハ毎月一回(酷暑ノ候ハ二回)施行スルヲ例トス
- 五、身體檢査ハ毎月一回施行ス

軍艦日課表 (凡例 ○—ハ同左ヲ意味ス)

甲日課(航海・碇泊)

夏季	冬季	日曜日 (訓育教練日課又ハ休業)	月曜日 (午前:訓育日課 午後:教練日課)	水曜日 (教練日課)	木曜日	火曜日 (教練・整備日課)	金曜日 (教練・整備日課)	土曜日 (整備日課)
日出前後 適宜	日出前後 適宜	當直露天甲板ヲ洗フ(航海)					當直洗濯水ヲ分配シ洗濯場所 以外ノ露天甲板ヲ洗フ(航海)	當直ニテ露天甲板ノ一部ヲ洗フ(航海)
0445	0545	甲板士官・先任衛兵伍長當直傳令 釣床掛(要スレバ)起床						
0500	0600	總員起床(情況ニヨリ夏季ハ0530冬季ハ0630 トスルコトヲ得) 釣床ヲ收メ總員体操・露天甲板ヲ洗ヒ又ハ拭 フ(碇泊) 機關員受持區劃ノ金物手入 暑氣ノ候ニ在リテハ甲板ヲ洗ヒタル後釣床 ヲ收ムルモノトス					(露天甲板洗方ハ洗濯場所 以外ノ甲板トス)	(露天甲板ノ一部ヲ洗ヒ短艇大掃除 ヲ行フ)
0545	0630							
0600	0645	當番釣床ヲ納ム						
0615	0700	朝食(總員起床ヲ30分遅クセル場合・朝食ヲ 15分遅ラスコトヲ得)		朝食・事業履		朝食・洗濯		朝食・大掃除用意・次テ大掃除
0645	0730							
0700	0720	居住甲板拭掃除 金物手入 武器手入 甲板掃除 器具ヲ飾ル		銃器手入(木曜)				
0800	0800	軍艦旗ヲ掲グ						
0730	0805					洗濯物ヲ乾シ		
0745	0815	診察						
0815	0845		分隊點檢ヲ行フ時總員通常禮裝ヲ爲ス 艦内點檢ヲ行フ時ハ此ノ時艦内點檢用意			甲板ヲ洗フ		
0845	0915	週課表記載事項	艦内點檢ヲ行フ時ハ必要ナル人員ノ外總 員ヲ上甲板ニ出シ分隊長ハ艦内下點檢	就業				
0900	0930							
0915	0945		分隊點檢(又ハ其ノ他週課表記載事項) 終テ事業履ニ着換ユ					
0930	1000							(防火教練後行フヲ例トス)
1100	1100			釣床ヲ乾シタル場合事業ヲ止メ釣 床ヲ收メ甲板掃除又嚴寒ノ候早朝 露天甲板ヲ洗ハサル時ハ之ヲ洗フ				
1130	1130	甲板掃除		(止業前・武器手入) 止業・甲板掃除				
1145	1145	午食						
1300	1300	甲板掃除(軍事點檢ヲ行フ場合ノミ施行)						
1315	1315	軍事點檢(特令ニ依リ實施ス)	(軍事點檢終ツテ)就業					
1530	1500					止業 洗濯物ヲ卸シ 洗濯索ヲ收ム 甲板掃除		
1540	1510							
1600	1530		止業・甲板掃除(止業前武器手入) (別科ヲ行フ場合ハ之ヲ略ス)	(武器手入ハ午前之ヲ行ハザル時 ノミトス)				
1615	1545		別科始メ(夏季ハ時宜ニヨリ 游泳ヲ行フ)					
1715	1645		別科止メ甲板掃除					
1730	1700	夕食						
日没	日没	軍艦旗ヲ卸シ當番釣床ヲ卸ス	第一種軍裝ニ着換ユ					
1945	1915	總員釣床ヲ卸ス	總員ノ釣床ヲ卸ス					
2000	1930	甲板掃除						
2015	1945	巡檢用意 同時迄ニ就寢但シ許サレタル者ハ 一定ノ場所(食卓)ニ於テ作業シアルコトヲ得						
2030	2000	巡檢 夏季日課施行中巡檢後ヨリ2300迄納 涼ヲ許ス(碇泊)						
2300	2300	公私室消燈						

- (1) 機關科ニ於テハ作業ノ情況ニヨリ午前就業時ア一時間繰上グ
- (2) 祝日祭日其ノ他臨時重ナル儀式禮典ヲ施行スル日ノ日課ハ日曜日ニ準ズ(註)進拜式等・開始時刻 夏季0845 冬季0915
- (3) 酷暑ノ候ニハ月・火・金曜日ノ午後及水・木曜日ノ日課ヲ斟酌スルコト下ノ如シ  
午前 0715 就業 0745 診察 1000 止業・居住甲板ヲ拭ヒ金物銃器武器手入甲板掃除終テ休憩  
午後 1315 就業 1430 止業次テ碇泊中適宜游泳(適宜露天甲板ヲ洗フ)・游泳ヲ行ハザル時ハ作業又ハ適宜休憩
- (4) 教練作業等ノ情況ニヨリ日課手入ハ其ノ一部ヲ省略シ又ハ當直員ヲ以テ之ニ充テ非當直員ハ同時刻ヨリ教練諸作業ニ従事セシムルコトアリ

軍 艦 日 課 表 (凡例 ○—ハ「同左」ヲ意味ス)

乙 日 課 (碇 泊)

夏 季	冬 季	日 曜 日 (訓育教練日課又ハ休業)	月 曜 日 (午前・訓育日課 午後・教 練 日 課)	水・木 曜 日 (教 練 日 課)	火・金 曜 日 (教練・整備日課)	土 曜 日 (整 備 日 課)
0615	0700	朝食(總員起床時ヲ30分遅ラセル協 合・特令ニヨリ朝食時ヲ30分以内遅ラ スコトアリ)	○	○	○	○
0845	0915			就 業		
0915	0945				○	
1300	1300	甲板掃除	就 業	○	○	○
1615	1545	夕 食	○	○	○	○
1700	1630	甲板掃除(軍事點檢ヲ行フトキノミ施行)	○	○	○	○
1715	1645	軍事點檢(特令ニ依リ實施ス)終ツテ軍歌	軍事點檢(特令ニ依リ實施ス) 終ツテ別科ヲ行フ	○	○	○ (別科軍歌)
1815	1745		別科止、甲板掃除	○	○	

備 考

- (1) 本日課ハ艦船部隊上陸外出規則第十一條第一號入湯上陸ヲ許可スル場合ニ限り之ヲ施行ス
- (2) 本日課表ニハ甲日課ト異ル點ノミヲ記載ス
- (3) 酷暑日課ハ下記ニ據ル  
 午前 甲日課ノ場合ニ同ジ  
 午後 休業・適宜水泳(適宜上甲板ヲ洗フ)

## ○軍艦週課日課心得

一、總テ日課ニ關スル號令ハ特ニ規定アル場合ヲ除クノ外當直將校自ラ下スヲ例トス

## 第一項 日 課

## 第一節 總員起床

- 一、時鐘番兵ハ總員起床時刻十五分前ニ甲板士官、先任衛兵伍長、當直傳令及釣床掛(要スレバ)ヲ起ス
- 副長及機關科當直將校ハ其ノ命ズル時刻ニ之ヲ起ス
- 二、釣床ハ其ノ紐ヲ以テ正シク且ツ堅ク七回括ルモノトス

- 三、當番釣床ノ者ハ其ノ釣床ニ帆布製ノ札ヲ釣シ置クモノトス
- 四、總員起床後昇降口覆、武器覆ヲ撤シ天窓ヲ開カシム
- 五、甲板士官ハ諸覆類納マリタルヲ當直將校ニ報ズ
- 六、時鐘番兵ハ朝食時刻十五分前ヲ士官釣床掛及當番釣床ノ者ニ告知ス
- 七、當直將校ハ定時當番釣床納メヲ令シ士官衛兵等ノ當番釣床ヲ納メシム、同時ニ當日ノ服裝ヲ令ス

## 第二節 露天甲板洗方

一、當直將校ハ露天甲板洗方前適當ノ時、機關室ニ消防唧筒ノ用意ヲ令ス

露天甲板洗方用意ノ令アラバ甲板要具掛ハ所要ノ甲板洗用具消防主管及其ノ吐水口ヲ甲板洗方ニ準備ス

- 二、露天甲板ヲ洗フニハ碇泊中ニハ兩舷直員、航海中ニハ當直員ヲ以テスルヲ例トス
- 三、露天甲板洗方準備整ヒタルヲ見テ當直將校ハ順次ニ號令ヲ下シテ洗方ヲ行ハシム  
土曜日砂摺ヲ行フ場合モ之ニ準ズ
- 四、碇泊中上甲板ヲ洗フトキハ短艇員若干名ヲシテ受持短艇ヲ洗ハシム
- 五、掃除具ハ一定ノ場所ニ乾シ成ルベク午前就業時迄（教練ノ防ゲナケレバ乾燥シタル後）ニ之ヲ納ムベシ
- 六、洗濯當日朝食前洗濯索張方及水取方ヲ爲ストキハ同時ニ非番直員ヲシテ洗濯ニ關係ナキ部分ヲ洗ハシムルヲ例トス  
但シ當直員ハ洗濯索張方作業終リ次第非番直員ト共ニ作業

スルモノトス

### 第三節 洗面

- 一、洗面ハ上甲板ヲ洗ヒ終リタル後之ヲ令スルヲ例トス
- 二、洗面水ハ操舵員（航海中ハ當直衛兵伍長）ノ監督ノ下ニ各自定量ヲ受取ルベシ
- 三、洗面ハ定所ニ於テ之ヲ爲スベシ
- 四、洗面場ハ流當番清潔ニ之ヲ掃除スベシ
- 五、手拭ハ一定ノ場所ニ乾シ午前就業時迄（教練ニ妨ゲナケレバ乾燥シタル後）ニ之ヲ納ムベシ

### 第四節 居住甲板掃除

- 一、居住甲板ハ艶拭ヒスルヲ例トス、特ニ「リノリユーム」甲板及内舷塗粧部等ハ艶拭ヒノミヲ行ヒ、汚レ作業後等ニ在

リテハ特令ニ依リ一應水拭ヒシタル後艶拭ヒス

二、居住甲板掃除ノ際食卓番ハ食卓器棚等ヲ掃除スベシ

三、居住甲板掃除終ラバ甲板士官ハ之ヲ當直士官ニ報告スベシ

#### 第五節 金物手入

一、露天甲板金物手入ハ居住甲板掃除後行ヒ銃器手入ヲ行フ際

ハ銃器手入ニ關係ナキ當直員ヲ以テ行フ例トス

居住甲板金物ハ拭掃除ニ引續キ之ヲ磨カシムルヲ例トス

二、金物手入ノ際ハ短艇員若干ヲシテ受持短艇ノ金物ヲ磨カシム

#### 第六節 銃器手入

一、銃器手入ハ金物手入ト同時ニ行ヒ非番直員及陸戰隊員タル當直員之ニ従事ス

二、銃器手入ノ令アラバ各員速ニ銃器ヲ携帶シ（胴亂ヲ左脇ニヲ持チ肩銃ヲ爲ス）分隊毎ニ定所ニ整列シ分隊士ノ令ニ依リ手入ニ従事ス

三、掌砲長ハ銃架ヲ巡視シ掌砲長屬ノ補助ヲ得テ殘留スル銃器ヲ調べ且掛員ヲシテ銃架ノ掃除ヲ爲サシムベシ

四、掌砲長屬ハ磨油ノ供給ヲ掌ル

五、銃器手入ハ一週一回（木曜日）十五分間宛トシテ銃器ヲ使用シタルトキハ其ノ都度手入ヲ行フモノトス

六、小銃拳銃ノ機關ハ濫ニ分解スベカラズ

#### 第七節 武器手入

一、教練日課ニ於ケル武器手入ハ止業前教練作業ニ引續キ之ヲ



行ヒ其ノ他ノ日ニ在リテハ居住甲板拭掃除後行ハシムルヲ例トス

二、武器手入ノ令アラバ水兵員及特務員ハ各其ノ戰鬥部署ニ從ヒ大砲發射管其ノ他特ニ命ゼラレタル擔任場所ノ手入ヲ爲ス又射擊幹部附及電路員ハ受持通信裝置ノ試験手入ニ從事ス

特別ノ受持ナキ水兵員ハ令ナクシテ定所ニ整列シ甲板士官ノ指令ニ依リ各科ノ事業ニ服ス

三、各砲臺將校ハ受持砲臺ニ在リテ監督ス

四、副長ハ武器手入ノ時間（教練日課ニ在リテハ露天甲板金物磨キノ際）ニ於テ甲板士官及先任衛兵伍長ヲ從ヘ艦内ヲ巡檢ス

五、兵器ノ重要部ハ主管者ノ許可ナクシテ之ヲ分解スベカラズ  
 六、武器手入ハ通常二十分間（土曜日ハ三十分間）トス  
 七、武器手入ノ後ハ甲板掃除ヲ爲スヲ例トス

#### 第八節 艦内大掃除

一、大掃除ハ毎土曜日午前ニ施行スルヲ例トス  
 二、朝食前露天甲板（分隊要具砂摺リ等ノ爲必要ナル場所ヲ除ク）ヲ洗ヒ（砂摺リ拭ヒ、又ハ艶拭ヒヲ爲シ）或ハ受持要具ノ砂摺、石鹼洗、短艇洗方等特ニ定メラレタル作業ヲ行フ

三、朝食時「艦内大掃除用意」ヲ令シ概ネ左ノ諸作業ヲ實施ス

(イ) 班員ハ食器棚ヲ掃除シ食器配食器等ノ石鹼洗ヲ爲ス

(ロ) 雨衣、帽子鏝、同棚ヲ拭フ

- (ハ) 手箱、衣服箱、食卓、同覆及腰掛ハ石鹼洗ヒ（手箱、食卓及腰掛ハ狀況ニ依リ砂摺）ヲ爲シ手箱棚ヲ掃除ス
- (ニ) 掃除服ヲ出シ同棚ヲ掃除ス
- (ホ) 靴及足袋ヲ定所ニ乾燥シ同棚ヲ掃除ス
- (ヘ) 衣囊ヲ定所ニ上ゲ同棚ヲ掃除ス
- 四、「總員居住甲板拭掃除」ノ令ニテ各科要具庫員並諸役員ハ夫々受持部ノ掃除整頓ヲ、又各分隊員ハ概ネ左記ニ依リ受持區劃ノ大掃除ヲ行フ
- (イ) 天井ノ清掃
- (ロ) 内舷艶拭ヒ
- (ハ) 甲板艶拭ヒ
- (ニ) 甲板油拭ヒ（約一ヶ月二回ヲ標準トシ特令ス）

(ホ) 金物手入

- 五、居住甲板大掃除ノ進捗ニ應ジ適宜事業部ヲシテ分隊要具ノ砂摺ヲ行ハシム
- 六、居住甲板大掃除終了後露天甲板（未濟部）ヲ洗フ
- 七、大掃除後露天甲板ノ金物手入、次イデ武器手入ヲ行ヒ衣囊其ノ他ヲ收メシム
- 八、大掃除ノ際木甲板ハ丁寧ニ洗ヒ又ハ砂摺リヲ行ヒ「リンノリユーム」甲板、内舷、天井、諸管等ハ主トシテ艶拭ヒヲ行ヒ（汚染甚ダシキ場所ハヨク絞リタル布片等ニテ一應水拭ヒシタル後艶拭ス）成ルベク水ヲ使用スルコトナク平素ノ手入不十分ナル箇所ノ掃除整頓ニ留意スルヲ要ス

## 第九節 洗 濯

- 一、洗濯當日朝食前當直員ヲシテ洗濯索（碇泊中ノミ）ヲ張ラシメ食卓番ヲシテ洗濯水ヲ取り之ヲ定所ニ配置セシムルヲ例トス但シ時宜ニ依リ前日夕食後（甲日課）又ハ軍事點檢後（乙日課）本號ノ準備ヲ爲スコトアルベシ
- 二、洗濯時間中當番タリシ者ニハ當日午食後ノ休憩時間中ニ洗濯ヲ爲サシムルヲ例トス
- 三、朝食ノ際當直將校ハ「總員被服（釣床）洗濯用意」ノ令ヲ下ス各員ハ洗濯スベキ被服ヲ用意シ「洗濯始メ」ノ令ニテ總員洗濯ヲ始ム、先任衛兵伍長ハ居住甲板以下ヲ巡視シ洗濯ヲ怠ル者ナキヤニ注意スベシ
- 四、當直將校ハ甲板士官ノ報告ヲ得テ「洗濯止メ」ノ令ヲ下シ

- 次イデ「總員洗濯物乾シ方」ヲ令シ總員ヲシテ洗濯物ヲ隙間ナク洗濯索ニ結留セシメ之ヲ引上グベシ但シ黑色ノ服類ハ一定所ニ纏メテ乾サシムルヲ例トス
- 五、洗濯終レバ洗濯桶ヲ清潔ニ洗ヒ定所ニ乾シ午食前令シテ之ヲ納メシムベシ
- 六、乾シタル洗濯物ヲ卸スニハ當直將校ハ豫メ機關科ニ通知シ「總員洗濯物卸シ方」ヲ令シ終テ洗濯索ヲ納メシムベシ
- 七、釣床洗濯ヲ行ハントスルトキハ前日夕食後（甲日課）又ハ軍事點檢後（乙日課）釣床洗濯索ヲ張り置クモノニシテ此ノ洗濯ハ被服洗濯ニ引續キ行フヲ例トス

## 第十節 教育及事業

- 一、當直將校（機關科當直將校）ハ始業定時五分前ヲ豫告スル

- ト共ニ副長（機關長）ニ屆ケ定時「始業整列」ヲ令ス
- 二、兵科各分隊長（機關科各分隊長）ハ分隊員ヲ定所ニ整列セシメ之ヲ調査シテ副長（機關長）ニ報告ス  
但シ兩舷直（當直）整列ノ場合ハ各分隊首席下士官ヨリ當直將校ヲ經テ副長ニ報告ス
- 三、副長（機關長）ハ各分隊長又ハ當直將校ノ報告ヲ得テ施行セシムベキ教育事項ヲ令シ又ハ事業割ヲ爲シ各事業又ハ教育擔任者ニ始業ヲ命ズ
- 四、教育又ハ事業施行上要スレバ豫メ之ニ關係アル衛兵其ノ他ノ役員ヲ交代セシムルヲ例トス
- 五、各事業擔任者（甲板士官ヲ含ム）ハ各事業請求簿ヲ備ヘ事業ノ爲人員ヲ要スルトキハ其ノ大要及人員ヲ記シ各其ノ科長ノ承認ヲ得タル上前日初夜巡檢前迄ニ副長（機關長）ニ差出スベシ
- 六、副長（機關長）ハ各部ヨリ請求セル事業ノ緩急ヲ量リ取捨折衷シテ事業割ヲ爲ス
- 七、休憩ハ午前、午後各一回十五分間トシ當直將校（機關科當直將校）之ヲ命ズ但シ各部擔任者ハ事業進捗ノ狀況ニ依リ適宜變更スルコトヲ得此ノ場合之ヲ當直將校（機關科當直將校）ニ通知スベシ
- 八、汚レ事業ニ從事スルモノノ止業ハ定時十五分前ヲ例トス
- 九、當直將校（機關科當直將校）ハ止業定時五分前ヲ豫告シ定時「止業」ヲ令ス
- 各部擔任者ハ止業後教育事項又ハ事業ニ關シ適宜當直將校

(機關科當直將校)又ハ副長(機關長)ニ通知又ハ豫告スルヲ例トス

二〇、工作科、醫務科及主計科ノ教育及事業ニ關シテハ右ニ準ズ  
第十一節 釣床卸シ方

一、先ヅ釣床掛ヲ配置ニ就カシメ釣床卸シ方ノ準備ヲナシ續イテ釣床ヲ卸サシム

二、各員ハ釣床掛ヨリ釣床ヲ受取り所定ノ位置ニ吊シ紐ヲ解キテ寢具整備ス但シ勉強作業等ノ爲許サレタル者ハ紐ヲ括リタル儘吊シ置クコトヲ得

三、釣床ヲ卸シ終リタルトキ當直將校ハ昇降口覆ヲ掛ケ天窓ヲ閉メ要スレバ釣床覆ヲ掛ケシム但シ夏季日課施行中昇降口覆ハ初夜巡檢前甲板掃除ノトキニ掛ケシムルヲ例トス

## 第十二節 甲板掃除及初夜巡檢用意

一、甲板掃除ハ當直員ヲ以テ之ヲ行フヲ例トス

二、甲板掃除ノ令アラバ直ニ甲板ヲ掃キ濕リタル處ハ之ヲ拭ヒ且受持甲板ヲ片附クベシ當直舷各分隊先任下士官ハ各受持甲板ヲ掃除ヲ監督スベシ

三、初夜巡檢前ノ甲板掃除ニ在リテハ各分隊先任下士官ハ其ノ五分前ニ携帶電燈(又ハ提燈)ヲ用意シ掃除整頓終リタルヲ認メテ甲板士官ニ報告シ部下當番一人ヲ率キ下點檢ヲ受クベシ

四、居住甲板掃除番ハ甲板士官及先任衛兵伍長ノ指揮ヲ受ケ常ニ受持部ヲ清淨ニ保ツコトニ注意スベシ

五、初夜巡檢用意前先行衛兵伍長ハ居住甲板掃除番ヲ督シテ居

任甲板ヲ丁寧ニ掃除整頓セシメ甲板士官ノ下點檢ヲ受クベシ

烹炊室ハ初夜巡檢用意前ニ竈ノ火ヲ消シ(准士官以上ノ烹炊室ノ一個ハ竈ノ火ヲ午後十時迄保ツコトヲ得但シ消火ノ際ハ副直將校ノ點檢ヲ受クベシ)掃除ヲ終リ掛員ハ甲板士官ノ下點檢ヲ受クベシ但シ航海中ハ必要ニ應ジ竈ノ火ヲ消サザルコトヲ得

七、食器室、浴室、厠等ハ初夜巡檢用意前ニ丁寧ニ掃除ヲ了リ諸具ヲ整へ掛員ハ甲板士官ノ下點檢ヲ受クベシ

八、甲板士官ハ掃除後甲板ノ整頓ヲ當直將校ニ報告スベシ但シ軍事點檢及初夜巡檢ノ場合ニ限り副長ニ之ヲ報告スベシ

九、諸倉庫ノ鍵ハ初夜巡檢用意前ニ掛員之ヲ定所ニ納ムベシ但

シ副長ノ初夜巡檢ヲ要スル場所ノ鍵ハ巡檢後之ヲ納ムベシ  
機關科當直將校ハ機關科ヲ巡檢シ其ノ整頓並ニ炭庫及重油「タンク」最高溫度竝「ビルヂ」ノ深サヲ副長及機關長ニ報告スベシ

### 第十三節 初夜巡檢

一、當直將校ハ初夜巡檢五分前ヲ副長ニ報告シ定時巡檢ノ號令ヲ下ス

二、副長ハ先任衛兵伍長ヲ先導トシ甲板士官、掌砲長、掌運用長、掌水雷長、工業長ヲ從へ艦内各部ヲ巡檢ス

三、掌砲長ハ彈火藥庫最高溫度ヲ、掌水雷長ハ水雷火藥庫最高溫度ヲ掌木工長ハ「ビルヂ」ノ深サヲ副長ニ報告ス

四、副長ハ艦内(機關科ノ外)ノ巡檢ヲ終リ諸報告ヲ得テ狀況

ヲ艦長ニ報告ス

五、勉強作業等ノ爲許可サレタル者ニ限り、巡檢中竝巡檢後午後十一時（消燈）迄定所ニ在リテ勉強又ハ作業ニ従事スルコトヲ得

## 第二項 諸點檢

### 第一節 分隊點檢

一、分隊點檢ハ乗員ヲ各分隊及衛兵ノ區分ニ從ヒ定所ニ整列セシメ分隊（衛兵）ノ軍容及各個ノ服裝容儀ヲ檢スル爲之ヲ施行シ點檢中適宜各種ノ簡單ナル試問ヲ行フ  
分隊點檢ハ全部又ハ一部ノ分隊ニ就キ之ヲ施行スルモノトス

二、艦長點檢ノ際分隊ニ關係ナキ准士官以上ハ別ニ整列シテ閱

視ヲ受ク

三、當直將校ハ定時五分前ヲ艦長及副長ニ届ケ定時ニ至ラバ艦長ハ「分隊點檢」ノ令ヲ下シ各員ハ速ニ定所ニ至リ舷側ニ面シ整列ス

四、砲術長又ハ分隊ノ受持ナキ將校一名及砲術士又ハ分隊ノ受持ナキ中少尉、兵曹長一名ハ分隊點檢中當直將校及副直將校ノ職務ヲ執ルヲ例トス

五、各分隊長ハ分隊士ヲシテ整頓ヲ正シ名簿ニ依リ人員ヲ調査セシメ之ヲ副長ニ報告シ同時ニ分隊現狀報告ヲ差出スベシ  
六、檢閲時ノ點檢ニ在リテハ缺員ノ如キモ豫メ其ノ事故ヲ調査シ置キ整列ノ場合ニ臨ミテ點呼スルコトナク單ニ番號ヲ唱ヘシメ整頓ヲ正シ速ニ之ヲ報告スルモノトス

又善行表彰者及恩賜賞拜受者ハ分隊ノ先頭ニ整列セシムルモノトス但シ特別善行章所有者ハ年次ニ關セズ一般善行表彰者ハ最近一年間トス

七、衛兵司令ハ兩舷直ノ衛兵ヲ整列セシメ副長ニ報告スベシ

八、副長ハ各分隊長及衛兵司令ノ報告ヲ得テ之ヲ艦長ニ報告シ

第五號ノ分隊現狀報告ヲ差出ス

九、艦長ハ副長ノ報告ヲ得バ先任衛兵伍長ヲシテ先導セシメ副長、軍醫長、主計長及信號兵一名ヲ隨ヘ各分隊及衛兵ヲ點檢ス、機關分隊點檢ノ際ハ上記諸官及機關長隨從スルモノトス

分隊長及衛兵司令（又ハ副司令）ハ其ノ部下點檢ヲ受クル際艦長ノ直前ニ在リテ先導ヲ爲スベシ

一〇、分隊現狀報告紙ハ別表第一様式ニ依ル

二、第六號ノ如キ場合ニ於テハ分隊長ハ點檢者ガ其ノ分隊前ニ來ルトキ之ニ對シ敬禮ヲ行ヒ分隊ノ戰鬪部署ヲ申告シ終リテ點檢者ノ直前ニ在テ先導ヲ爲スベシ此ノ場合艦長ハ點檢者ノ直後ニ隨從スルモノトス

衛兵司令ハ分隊長ニ準ジ申告及先導ヲ爲スベシ又衛兵ノ着劔ハ特令ニ依ルモノトス

申告例

例一、第一分隊 第一砲台

例二、第十一分隊 水雷砲台

例三、第十三分隊 航海科

例四、第十五分隊 第一機械部





## 例五、衛兵隊

三、艦長自ら點檢ヲ行ハザルトキハ各分隊長（衛兵司令）ヲシテ其ノ分隊（衛兵）ヲ點檢セシムルモノトス此ノ場合ニ在リテハ「分隊點檢」ノ令ニ次イデ「分隊長點檢」ナル告諭ヲ下メスノトス

## 第二節 艦内點檢

一、艦内點檢ハ甲板、諸室及食卓ノ清潔整頓等ノ状態ヲ檢スル爲之ヲ施行ス

二、定時ノ一時十五分前當直將校ハ「艦内點檢用意」ヲ令ス此ノ令ニテ諸室（食器室、燈具室、浴室、厠等ヲ含ム）及食卓等ヲ掃除整頓シ（食卓ニハ食器、手箱ヲ飾ル、食器ハ内面ノ見易キ様配列ス）準備整ヒタルトキ分隊首席下士官、

班長、從兵長、守燈番、厠番等ハ順序ヲ經テ之ヲ所屬分隊長（分隊ニ關係ナキモノハ甲板士官）ニ報告ス

分隊長及甲板士官ハ各其ノ擔任區分ニ從ヒ下點檢ヲ行ヒ其ノ整備ヲ副長ニ報告シ副長ハ之ヲ艦長ニ報告ス但シ機關科各部ノ整備ハ之ヲ機關長ニ機關長ハ副長ヲ經テ之ヲ艦長ニ報告スルモノトス

三、定時五分前當直將校ハ之ヲ艦長、副長ニ報告シ各分隊長、分隊士、掌飛行長、掌整備長、掌機長、從兵長、班長、守燈番及厠番等ハ各其ノ受持部ニ在ルベシ

總テ準備整ヒタルトキ艦長ハ「艦内點檢」ノ令ヲ下シ先任衛兵伍長ヲシテ先導セシメ副長、各主管者、甲板士官、掌砲長、掌水雷長、掌運用長、掌通信長、掌金工長、掌木工

長及掌信號兵一名ヲ從ヘ艦内ヲ巡視ス但シ機關科點檢ノ際ハ機關科當直特務下士官先導シ副長、機關長及信號兵一名隨從スルモノトス

士官室、士官次室及准士官室點檢ノ際ハ該室首席ノ兵科將校（士官室ハ副長次席ノ兵科將校）兵科特務士官及兵曹長在室スベシ

又下士官室及兵員室點檢ノ際ハ當該分隊長ハ「氣ヲ付ケ」ヲ令シ點檢ヲ受クルモノトス

四、居住甲板以下ノ點檢ニ關係ナキ下士官兵ハ露天甲板ニ於テ靜肅ニ休憩セシメ露天甲板點檢ノ際ハ居住甲板ニ下スモノトス

五、艦長自ラ點檢ヲ行ハザルトキハ各分隊長ヲシテ其ノ受持場

所ヲ點檢セシムルモノトス此ノ場合ニ在リテハ「艦内點檢」ノ令ニ次イデ「分隊長點檢」ノ告諭ヲ下スモノトス

六、艦内點檢ノ場合ニ於テ艦長自ラ機關科ノ點檢ヲ行ハザルトキハ機關長ヲシテ代リテ之ヲ點檢セシムルヲ例トス

### 第三節 倉庫彈藥庫點檢

一、當直將校ハ約三十分前ニ「倉庫點檢用意」ヲ令ス此ノ令ニテ各科ノ分擔者ハ倉庫員ヲ督シテ倉庫及格納所内ノ諸部ヲ見易キ樣準備シ其ノ整備ヲ所屬主管者ヨリ副長、副長ヨリ艦長ニ報告ス艦長ハ當直將校ヲシテ「倉庫點檢」ノ令ヲ下サシム但シ機關科ニ在テハ掌機長ハ其ノ整備ヲ機關長ニ報告シ機關長ハ副長ヲ經テ之ヲ艦長ニ報告スルモノトス

二、艦長ハ先任衛兵伍長ヲシテ先導セシメ副長各主管者及各分

擔者ヲ從ヘ各倉庫及格納所ヲ點檢ス但シ終始隨從スルヲ要セザル諸官ハ必要ノ位置ニ留ラシムルモ防ゲナシ

三、彈火藥庫點檢施行ノ要領ハ倉庫點檢ニ準ズ

四、點檢終リ次第各部點檢用意ヲ復舊ス

五、倉庫、彈火藥庫點檢ノ際ハ劔ヲ帶ビザルモノトス

六、艦長自ラ點檢ヲ行ハザル時ハ各主管者ヲシテ其ノ受持倉庫ヲ點檢セシムルモノトス此ノ場合ニ在リテハ「倉庫點檢」ノ令ニ次イデ「主管者點檢」ノ告諭ヲ下スモノトス

#### 第四節 武器點檢

一、當直將校ハ約三十分前ニ「武器點檢用意」ヲ令ス此ノ令ニテ各員ノ爲スベキ事項左ノ如シ

#### 第一、砲

(イ) 各砲ノ砲長、射手、砲回手及一番（砲塔砲ニ在テハ砲塔長射手施回手一番及砲塔當番二名）ハ砲、砲架、砲具及豫備具ヲ見易キ様準備シ砲具及豫備具ハ砲側ニ終リテ其ノ附近ニ整列ス

(ロ) 砲臺長ハ準備整頓セバ之ヲ砲術長ニ報告シ受持砲臺ニ在ルベシ

(ハ) 掌砲長及掌砲長屬、砲臺下士官ハ各砲臺ヲ巡視シ點檢準備ニ關シ各砲臺ノ作業ヲ補助ス

(ニ) 擔任機關分隊長ハ砲ノ旋回俯仰裝填裝置等ノ運轉ニ差支ナキ様準備シ其ノ準備ヲ砲臺長ニ通知シ受持部ニ就ク

(ホ) 砲術長ハ總テ準備整ヒタルトキ之ヲ副長ニ報告ス

## 第二、水 雷

- (イ) 各發射管ノ長及一番ハ發射管、水雷並ニ其ノ要具及豫備具ヲ見易キ様準備シ(要具及豫備具ハ管側ニ)終リテ其ノ附近ニ整列ス
  - (ロ) 水雷砲臺長ハ準備整頓セバ之ヲ水雷長ニ報告シ受持水雷砲臺ニアルベシ
  - (ハ) 水雷砲臺附兵曹長及下士官ハ各受持部ノ準備ヲ監督ス
  - (ニ) 掌水雷長ハ各所ヲ巡視シ點檢準備ニ關シ其ノ作業ヲ補助シ其ノ整備ヲ水雷長ニ報告ス
  - (ホ) 水雷長ハ總テノ準備整ヒタルトキ之ヲ副長ニ報告ス
- 第三、探照燈及測的要具
- (イ) 照射部員及測の部員ハ各擔任ノ要具及豫備具ヲ見易キ

様準備シ終リテ其ノ附近ニ整列ス

(ロ) 測の部附ハ擔任ノ各部ヲ巡視シ總テノ準備ヲ監督シ其ノ整備ヲ砲術長ニ報告ス

(ハ) 砲術長ハ總テノ準備整ヒタルトキ之ヲ副長ニ報告ス

第四、信號並ニ見張器具

(イ) 掌航海長ハ信號員ヲシテ信號器具ヲ見易キ場所ニ又見張員ハ見張員ヲシテ見張要具ヲ所定ノ場所ニ準備セシメ其ノ整備ヲ航海長ニ報告ス

(ロ) 航海長ハ總テ準備整ヒタルトキ之ヲ副長ニ報告ス

第五、飛行機

(イ) 操縦員、機體員、發動機員ハ飛行機、同補用品及要具ヲ所定ノ位置ニ整頓シ所定ノ位置ニ整列ス

(ロ) 機上作業員ハ飛行機搭載兵器ヲ所定ノ位置ニ整頓シ所定ノ位置ニ整列ス

(ハ) 飛行長(分隊長)ハ總テノ準備整ヒタルトキ之ヲ副長ニ報告ス

二、副長各部ヨリノ報告ヲ得テ之ヲ艦長ニ報告シ艦長ハ武器點檢ヲ令ス

三、艦長ハ副長、砲術長、水雷長、通信長、航海長、機關長、工作長、掌砲長、掌水雷長、掌通信長、掌航海長ヲ隨ヘ諸要具ヲ點檢ス

四、第一號ノ諸項目ハ必ズシモ同時ニ點檢スルヲ要セス

五、點檢終リ次第各部署長ハ要具ノ復舊及解散ヲ命ズルモノトス

六、砲火指揮及魚雷發射指揮通信裝置揚彈藥裝置等ノ點檢ハ武器點檢ノ要領ニ準ジ特ニ令シテ臨機之ヲ施行スルモノトス

#### 第五節 銃器點檢

一、銃器點檢ハ銃器手入ニ續キ之ヲ行フヲ例トシ定時十分前ニ當直將校ハ「銃器點檢用意」ヲ令ス

二、定時ニ至ラバ艦長ハ「銃器點檢」ノ令ヲ下シ各分隊員ヲシテ定所ニ整列セシメ分隊長ヲシテ點檢ヲ行ハシム、分隊長ハ點檢終ラバ之ヲ副長ニ報告シ副長ハ之ヲ艦長ニ報告ス

三、艦長自ラ點檢ヲ行フトキハ前號副長報告ノ後之ヲ行フモノトス點檢終ラバ艦長ハ「銃器納メ」ヲ令シ各員之ヲ納メ終ラバ再ビ定所ニ整列シ令ニ依リ解散スルモノトス

四、銃器點檢ノ際ハ靴ヲ穿ツベシ

五、銃器ヲ携帶セザル分隊員ハ點檢中分隊ノ左翼ニ整列スルモノトス

### 第六節 軍事點檢

一、當直將校ハ定時五分前ヲ艦長、副長ニ届ケ「軍事點檢」ノ令ニテ諸員ハ迅速且ツ靜肅ニ戰鬪部署ニ就ク

二、砲術長ハ掌砲長ヨリ兵器及受持諸倉庫整頓ノ報ヲ受ケ之ヲ副長ニ報告ス

三、水雷長ハ掌水雷長ヨリ兵器及受持諸倉庫整頓ノ報ヲ受ケ之ヲ副長ニ報告ス

四、通信長ハ掌通信長ヨリ兵器及受持諸倉庫整頓ノ報ヲ受ケ之ヲ副長ニ報告ス

五、航海長ハ掌航海長、操舵長ヨリ各其ノ分擔諸部整頓ノ報ヲ

受ケ之ヲ副長ニ報告シ艦橋ニ在テ軍事點檢中當直將校ノ職務ヲ執ル

六、運用長ハ掌運用長ヨリ其ノ分擔諸部整頓ノ報ヲ受ケ之ヲ副長ニ報告ス

七、飛行長ハ掌飛行長ヨリ兵器及受持諸倉庫整頓ノ報ヲ受ケ之ヲ副長ニ報告ス

八、整備長ハ掌整備長ヨリ兵器及受持諸倉庫整頓ノ報ヲ受ケ之ヲ副長ニ報告ス

九、工作長ハ掌工作長及工業長ヨリ各其ノ分擔諸部整頓ノ報ヲ受ケ之ヲ副長ニ報告ス

一〇、分隊長ハ分隊員ヲ調査シ服裝ヲ點檢シ部署ヲ巡視シ之ヲ副長ニ報告シ又砲臺分隊長ハ令ニ依リ砲門ヲ閉鎖セシム

二、機關分隊長ハ部署員ヲ調査シ服裝ヲ檢シ之ヲ機關長ニ報告ス

三、機關長ハ機關分隊長及掌機長ノ報告ヲ得テ機關科整備ヲ副長ニ報告ス

三、副長ハ各部ノ報告ヲ得テ全部ノ整備ヲ艦長ニ報告ス

四、掌砲長ハ兵器及受持諸倉庫等ノ整備ヲ砲術長ニ報告ス

五、掌水雷長ハ兵器及受持諸倉庫等ノ整備ヲ水雷長ニ報告ス

六、掌通信長ハ兵器及受持諸倉庫等ノ整備ヲ通信長ニ報告ス

七、掌運用長ハ諸動靜索、圓材、内外舷及短艇ノ整備ヲ副長ニ

受持諸倉庫ノ整備ヲ運用長ニ報告ス但シ航海中ハ特ニ救助艇ノ整備ヲモ副長ニ報告ス

八、掌航海長ハ信號器具ノ整備ヲ航海長ニ報告ス但シ航海中ニ

在テハ救難浮標ノ整備ヲモ報告ス

操舵長ハ兵器及受持諸部ノ整備ヲ航海長ニ報告ス

一九、掌飛行長ハ兵器及受持諸倉庫等ノ整備ヲ飛行長ニ報告ス

二〇、掌整備長ハ兵器及受持諸倉庫等ノ整備ヲ整備長ニ報告ス

二一、掌工作長及工業長ハ受持機械器具及諸倉庫ノ整備ヲ工作長

ニ報告ス

二二、掌機長ハ倉庫ノ整備ヲ機關長ニ報告ス

二三、掌砲長、掌水雷長、掌通信長、掌運用長、掌機長、掌工作

長、工業長ハ各受持事項ヲ報告シタル後ハ一定ノ場所ニ整

列ス

二四、彈庫員及火藥庫員ハ各定所ニ整列ス

二五、番兵ハ其ノ守所ニ留ル



## 第七節 釣床點檢

- 一、釣床點檢ヲ釣床括リ方點檢及洗濯釣床點檢ノ二種ニ分ツ
- 二、釣床括リ方點檢ハ總員起床後直ニ之ヲ行フヲ例トス  
副長ノ令ニ依リ各員釣床ヲ携ヘ分隊點檢ノ位置ニ整列ス分  
隊長ハ之ヲ點檢シ終リテ釣床ヲ收メシム  
釣床掛、士官及衛兵ノ釣床ハ甲板士官ヲシテ別ニ點檢セシ  
ム
- 三、洗濯釣床點檢ハ洗濯シタル釣床ノ格納ニ際シ洗濯ノ良否、  
繕ヒ箇所又ハ番號直シ等ノ有無ヲ檢スル爲施行ス

- 四、釣床ヲ納メ終ラバ分隊長ハ之ヲ副長ニ報告シ副長ハ解散ヲ  
令ス

- 五、洗濯釣床ヲ點檢セムトスルトキハ豫メ機關科ニ通知スルモ  
ノトス

## 第八節 寢具點檢

- 一、當直將校ハ總テ塵埃ヲ忌ム場所ニ覆ヲ掛ケシメタル後「點  
檢用意」ヲ令シ釣床卸方配置ニ就カシム、副長ハ「點檢」

ヲ令シ總員又ハ指示分隊員ハ釣床ヲ携ヘ分隊毎ニ定所ニ整列シ分隊長ノ令ニ依リ適宜間隔ヲ取り釣床ヲ解ク

二、解キタル釣床ハ中部ヨリ折リ「クリユー」ノ見エ易キ様前ニ出シ蒲團ヲ其ノ上ニ置キ毛布ハ一枚宛八ツ折リ（姓名ヲ現ハシ）ニシテ少シク斜ニ重ネテ正シク蒲團ノ上ニ置クベシ

三、分隊長ハ分隊士ヲ從ヘ蒲團ノ覆ハ必ず用キアルヤ且其ノ覆ハ清潔ナルヤ毛布ニハ姓名ヲ明瞭ニ記シアルヤ「クリユー」及「レーシング」ノ取付ケ正シクシテ且破損ナキヤ等ヲ調べ之ヲ副長ニ報告ス

四、副長ハ各分隊長ヨリ前號ノ報告ヲ得ルヤ分隊長ヲ從ヘ各分隊ノ寢具ヲ點檢シ然ル後釣床ヲ括ラシメ次デ之ヲ納メシム

但シ副長自ラ點檢セザルトキハ各分隊長ノ報告ヲ得テ直ニ

釣床括リ方ヲ各別ニ分隊長ニ告諭シ又ハ總員ニ令ス

五、艦長自ラ點檢ヲ行フトキハ豫メ其ノ旨ヲ副長ニ達示ス

六、不潔ノ寢具アルトキハ臨時之ヲ洗濯セシムベシ

七、寢具點檢ハ總員同時ニ施行スルヲ要セズ一二分隊宛交互施行スルモ妨ゲナシ寢具點檢ヲ行ハムトスルトキハ豫メ機關長ニ通知スベシ

### 第九節 被服點檢

一、當直將校ハ約十分前ニ「點檢用意」ヲ令ス

二、副長ハ「被服點檢」ノ令ヲ下シ總員又ハ指示分隊員ハ各自衣囊ヲ分隊點檢ノ位置ニ持來リ分隊長ノ令ニ依リ之ヲ開キ衣囊ヲ空ニシテ甲板ニ敷キ其ノ上ニ附圖ノ如ク被服物品ヲ

三 第 圖 附 檢 點 服 被

コフケマヤクノウムラナネツソレタヨカワヲブルスリチトヘホハロイ  
 雨衣箱食手巾靴脚 荷瓦劔短手帽前軍カ履麻同夏夏襦袴同連同軍外  
 圖 足 前 日 フ 襦 袴 官 軍樂科 下士官、兵  
 衣襦襦器箱靴下袴 釣草帶劔袋覆立帽ス巻襟衣袴袴下衣袴衣袴套一  
 一一一一一 二八一 二二二一一 二三一一 二四三三三 三五三三 三三三 三三三 一一

二 第 圖 附 檢 點 服 被

マヤクノウムラナネツソレダヨカワヲル スリチトヘホニハロイ  
 衣箱食手巾靴脚 帽軍軍襦兩腹中 襦 同 草 夏 襦 袴 同 夏 草 外  
 圖 足 前 着 除 上 襦 袴 官 軍樂科 下士官、兵  
 衣襦器箱袋靴下袴 覆草帽飾衣巻襟着 服 衣袴 袴下衣袴衣袴套一  
 一一一一一 二八一 三一一 二二二 二二二 一一 三三三 三三三 三三三 一一

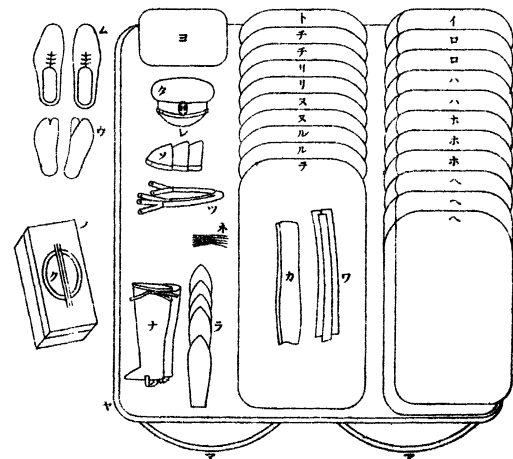
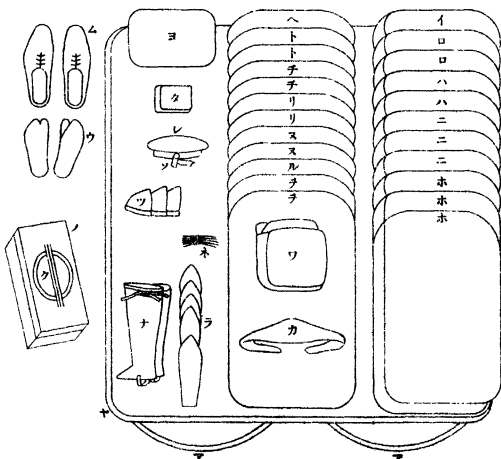
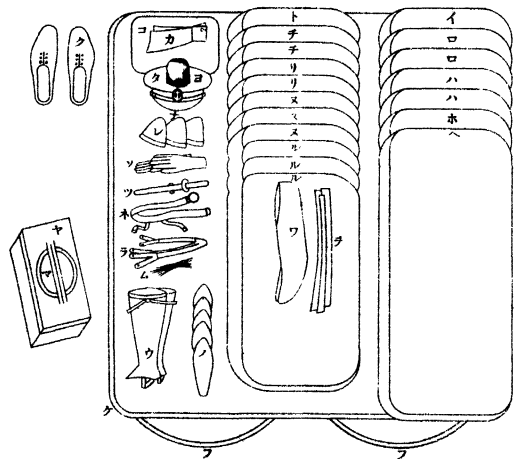
一 第 圖 附 檢 點 服 被

マヤクノウムラナネツソレタヨカワ ヲル スリチトヘホハロイ  
 衣箱食手巾靴脚 袴軍軍兩腹麻 襦 同 草 夏 襦 袴 同 夏 草 外  
 圖 足 前 日 前 除 上 襦 袴 官 軍樂科 下士官、兵  
 衣襦器箱袋靴下袴 釣草帽衣巻襟 服 衣袴 袴下衣袴衣袴套一  
 一一一一一 二八一 二二三 二二二 一一四 一 三三三 三三三 三三三 一一

(左) 軍樂科、下士官、兵  
 (右) 軍樂科、下士官、兵  
 (左) 軍樂科、下士官、兵  
 (右) 軍樂科、下士官、兵  
 (左) 軍樂科、下士官、兵  
 (右) 軍樂科、下士官、兵

(左) 軍樂科、下士官、兵  
 (右) 軍樂科、下士官、兵  
 (左) 軍樂科、下士官、兵  
 (右) 軍樂科、下士官、兵  
 (左) 軍樂科、下士官、兵  
 (右) 軍樂科、下士官、兵

(附圖ハ軍ニ並列ノ順序ヲ示ス)



## 配列ス

三、分隊長ハ分隊士ノ補助ヲ得テ各自ノ被服物品ハ破損ナク清潔ニ保存サレ且正シク疊ミアルヤ姓名、兵籍番號、交附年月ハ正當ニ記シアルヤ諸記號、臂章ハ正シク附着シアルヤ各自定數ノ被服ヲ所持スルヤ等ヲ調査スベシ

四、被服點檢ハ各分隊同時ニ又ハ一部分ニ就テ適宜之ヲ行フモノトス

五、分隊長點檢シ終ラバ告諭ヲ以テ各分隊毎ニ衣囊ヲ納メシムルヲ例トス故ニ艦副長自ラ點檢ヲ行フトキハ豫メ其ノ旨ヲ達スルモノトス

六、分隊長ハ分隊員中被服物品ノ格納保存不潔又ハ不注意ナリト認ムル者アルトキハ隨時特ニ綿密ナル點檢ヲ行フベシ

七、被服點檢ヲ行ハムトスルトキハ豫メ機關長ニ通知スルモノトス

## 第十節 短艇點檢

一、當直將校ハ「短艇點檢用意」ヲ令シ當直舷ノ短艇員ハ各短艇受持將校監督ノ下ニ短艇要具ヲ短艇附近ノ甲板板上ニ排列シ點檢準備ヲ爲スモノトス

二、點檢準備整ヒタルトキ副長ハ「點檢」ヲ令シ各分隊長ハ所屬短艇ノ要具ヲ點檢シ之ヲ副長ニ報告シタル後要具ヲ納メ解散セシム但シ分隊ニ屬セザル短艇ノ要具ハ運用長之ヲ點檢スルモノトス

三、艦長又ハ副長自ラ點檢スルトキハ豫メ其ノ旨ヲ達スルモノトス

## 第十一節 甲板要具點檢

一、當直將校ハ「點檢用意」ヲ令シ各甲板要具掛及各役員ヲシテ掃除具及索具等ヲ指定ノ位置ニ並列セシメ甲板士官ノ報告ヲ得テ「要具點檢」ヲ令ス、甲板士官ハ掌運用長ト共ニ之ヲ點檢シ不良ノ要具ハ直ニ引換又ハ修理ヲ命ジ點檢終ラバ順次收納解散セシム

## 第十二節 艦底點檢

- 一、艦底點檢ハ艦底ノ保存、整備及孔蓋ノ防水能力ヲ檢スル爲之ヲ施行ス
- 二、艦底點檢ノ施行ハ各區劃同様ニ又ハ特令ニ依リ一部區劃ヲ指示シ艦長之ヲ命ズ
- 三、艦底點檢ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ施行ス

(イ) 毎月一回及出入渠ノ際兵科機關科分隊長

(分隊受持以外ハ甲板士官) 檢點

(ロ) 教育年度初頭(又ハ終期)其ノ他適當ノ時機

艦長(又ハ副長、機關長) 點檢

- 四、艦長(又ハ副長、機關長) 點檢ノ際ハ當該分隊長、運用長、工作長、甲板士官、掌運用長其ノ他指定サレタル者之ニ隨從シ艦底掛ハ其ノ受持區劃ニ在リテ點檢ヲ受ク
- 五、分隊長點檢ヲ命ゼラレタル場合ハ點檢後副長(機關科ニ在リテハ機關長)ヲ經テ其ノ狀況ヲ艦長ニ報告ス

## 第三項 雜 件

## 第一節 釣床 乾方

一、當直將校ハ豫メ天幕張索又ハ乾索ヲ張り且ツ武器、機械室、

天窓等總テ塵埃ヲ忌ム場所ニ覆フ掛ケ又ハ閉鎖セシム

二、用意整ヒタル時當直將校ハ副長ニ報告シタル後總員「某舷直(分隊)」ヲシテ釣床ヲ卸サシメ次イデ之ヲ乾サシム各員ハ所定ノ場所ニ釣床ヲ持チ來リ毛布蒲團ヲ別々ニ離シ能ク日光ニ曝露シ乾スベシ

三、總員釣床乾方終ラバ當直將校ハ令シテ士官釣床ヲ乾サシメ甲板ヲ掃除シ掛ケタル諸覆ヲ撤セシムベシ又釣床格納所ハ開放シテ乾燥セシメ釣床ヲ納ムル前ニ再ビ能ク掃除セシムベシ

四、乾シタル釣床ヲ納ムルニハ其ノ順序等乾方ニ準ズ

五、釣床乾方ヲ爲サムトスルトキハ豫メ機關科ニ通知スベシ

六、起床後直チニ釣床ヲ乾サムトスルトキハ總員起シ後「總員

(某舷直)(分隊)釣床乾セ」ノ令ヲ下ス各員ハ釣床ヲ假リニ括リ(ニ)ニ準ジ定所ニ持チ出シ之ヲ乾スベシ此ノ場合乾索等ノ準備ハ前日ニ之ヲ爲シ置クモノトス

#### 第二節 釣床換ヘ方

一、釣床ヲ交換セムトスルトキハ當直將校ハ前以テ洗濯釣床ヲ取出シ上甲板ニ於テ各把ヲ分隊點檢整列ノ位置ニ近ク竝列セシム

二、當直將校ハ副長ニ報告シタル後總員ヲシテ釣床ヲ卸サシメ分隊點檢ノ位置ニ整列セシム

三、副長ハ分隊長ヲシテ釣床交換ヲ行ハシム

四、准士官以上ノ釣床ハ「士官釣床換方」ノ令ニテ甲板士官ヲシテ士官釣床掛ニ之ヲ渡シ交換セシム

五、括帶ハ掌運用長總テ之ヲ取纏メ定所ニ納ムルモストス

第三節 患者取扱方並身體検査

一、患者、診察ヲ受ケムトスルトキハ常日朝食（土曜日ハ午食）時迄ニ先任衛兵伍長ニ其ノ旨申出ヅベシ

二、先任衛兵伍長ノ朝食（土曜日ハ午食）後直ニ新患者ノ官職氏名及分隊ヲ紙片ニ記シ之ヲ首席看護兵曹（看護兵）ニ移スベシ

三、「診察」ノ令アラバ各患者ハ直ニ病室ニ至ルベシ但シ負傷者及急病者ハ臨時診察ヲ受クルコトヲ得

四、軍醫長ハ成ルベク休業ニ非ザル者ヲ先ニ診察シ若シ「事業始メ」迄ニ終ラザルトキハ其ノ旨ヲ當直將校ニ通知スベシ

五、患者ハ軍醫長ヨリ「全治」或ハ「止療」ノ申渡アル迄ハ必

ズ毎日診察ヲ受クベシ

六、軍醫長ハ毎日診察後診察簿ニ各患者ノ病名等ヲ記入シ捺印シテ之ヲ先任衛兵伍長ニ交付シ先任衛兵伍長ハ之ヲ副長ニ差出シ副長ハ之ヲ點檢捺印シテ各分隊長ニ回覽セシム

七、軍醫長患者ノ入院ヲ必要ト認ムルトキハ其ノ旨送院簿ニ記入シ艦長ニ申シ出ヅベシ

八、患者入院ノ通達アルトキハ當該分隊長、軍醫長及主計長ハ所要ノ手續ヲ爲スベシ

九、軍醫長身體検査ヲ行ハムトスルトキハ其ノ旨ヲ副長ニ申出ヅベシ副長ハ適宜時刻及順序ヲ定メ當直將校ヲシテ之ヲ令セシム

一〇、身體検査ノ豫定時刻ニ當リ公務等ノ爲受檢シ能ハザル者ア

ルトキハ當該分隊長ハ検査開始前副長ニ報告シ副長ハ之ヲ軍醫長ニ告示シ當日ノ軍事點檢後又ハ翌日ノ午食後ニ於テ受檢セシムベシ

二、身體検査ノ際先任衛兵伍長ハ検査場ニ立會ヒ受檢者ノ雜沓ヲ制スベシ

三、分隊長ハ部下兵員乘退艦（疾病ノ爲送院ノ場合ヲ除ク）ノ際身體検査ヲ受ケシメ副長ニ報告スベシ

#### 第四節 准士官以上乘退艦者送迎方

一、艦内ニ於テ乘艦員ヲ迎ヘ又ハ退艦員ヲ送ルニハ官職相當ノ敬禮ヲ表シ殊ニ其ノ際ハ靜肅ニシ祝聲等ヲ發スベカラズ

二、准士官以上副長以下各其ノ任ヲ解キ退艦スルトキハ左ノ敬禮ヲ爲スベシ

(イ) 副長ニ對シテハ准士官以上ハ舷門附近ニ、下士官兵總員ハ適宜ノ場所ニ整列ス

(ロ) 士官室士官（特務士官ヲ含ム以下同ジ）ニ對シテハ士官次室士官及部下タリシ下士官兵ハ舷門附近ニ整列ス

(ハ) 士官次室士官（特務士官ヲ含ム以下同ジ）ニ對シテハ士官次室士官及其ノ部下タリシ下士官兵ハ舷門附近ニ整列ス

(ニ) 准士官ニ對シテハ其ノ同僚及其ノ部下タリシ下士官兵ハ舷門附近ニ整列ス

三、士官、特務士官、任ヲ帶ビ初メテ乘艦スルトキハ便宜ノトキヲ見計ラヒ總員ヲ集メ之ヲ紹介スルモノトス

#### 第五節 下士官兵乘退艦者取扱方



- 一、下士官兵新ニ乗艦スルトキハ當直將校ハ本人ヲ點檢シ其ノ履歷ヲ副長ニ渡シ又先任衛兵伍長ヲシテ被服ヲ點檢セシム
- 二、副長又ハ機關長ハ乗艦者ノ配置ヲ定メ之ヲ其ノ分隊長ニ通牒シ分隊長ハ新乗艦者ヲ呼ビ之ヲ傳達シ艦内心得ノ大要ヲ言ヒ聞カセ兵ニ在リテハ帽章ヲ交換セシメ各分擔者ヲシテ銃器、外囊、釣床、手箱等ヲ渡サシム
- 三、乗艦者ノ配置ヲ定メラレタルトキハ當該配置ノ長ハ親切ニ其ノ受持部ヲ教示シ且成ルベク速ニ艦内一般ノ事柄ヲ會得セシムルコトニ努ムベシ
- 四、先任衛兵伍長若ハ機關科特務下士官ハ新乗艦者ニ下士官兵ノ心得並艦副長及其ノ部隊長等ノ官氏名等ヲ聞言カスベシ
- 五、下士官兵ニ退艦ヲ命ゼラレタルトキハ分隊長ハ本人ヲ呼ビ

之ヲ傳達シ分隊士ヲシテ被服ヲ點檢セシメタル後履歷、考課調査表ニハ必要ナル記入ヲ爲シ履歷表ニハ艦長ノ捺印ヲ得テ之ヲ本人ニ下付シ考課調査表ハ後之ヲ分隊長ニ移牒ス退艦者ハ武器、外囊、釣床、手箱等ヲ各其ノ分擔者ニ納付スベシ

六、下士官兵退艦ノ際ハ艦内ノ事業ニ差支ナキ限り同部員又ハ同僚等ハ成ルベク舷門迄見送ルベシ

#### 第六節 處罰人取扱方

一、准士官以上又ハ職務ヲ有スル下士官兵ニシテ犯則者ヲ發見シタルトキハ一應其ノ事由ヲ糺シ之ヲ當直將校ニ報告シ且ツ所屬分隊長ニ通知スベシ但シ職務ヲ有セザル下士官兵ハ其ノ事由ヲ糺スコトナク直ニ當直將校ニ報告スベシ

- 二、下士官兵歸期ヲ失シ歸艦シタルトキハ當直將校ハ一應其ノ事由ヲ糺シ先任衛兵伍長ヲシテ犯件簿ニ之ヲ記載シ其ノ所屬分隊長ノ檢印ヲ得テ副長ニ差出サシムベシ
- 三、處罰宣告ヲ行ハムトスルトキハ豫メ艦長ノ内意ヲ伺ヒ然ル後宣告簿ニ記載シ宣告終ラバ直ニ艦長及副長ノ檢印ヲ受ケ主計長ニ移スベシ
- 四、宣告ヲ行フトキハ先任衛兵伍長ヲ立合ハシムベシ
- 五、處罰滿期ノトキハ先任衛兵伍長ハ犯件簿ニ記載シ分隊長ノ檢印ヲ得テ之ヲ副長ニ差出シ然ル後其ノ旨本人ニ傳達スベシ
- 六、處罰中ノ者ハ當直短艇員又ハ陸上ニ派遣スベキ役務ニ就カシムベカラズ

- 七、搜查處分ヲ受ケタル者ハ拘留狀ノ交付ナキ前ト雖艦内ニ之ヲ拘禁シ教育事業等ハ一切之ヲ課スルコトナク番兵ヲ附シテ監視セシムベシ
- 八、處罰中ノ者ハ分隊點檢ノトキハ列末ニ一步ヲ隔テ別ニ整列セシムベシ

第七節 喫煙

- 一、喫煙時間ハ左記ニ依ルヲ例トス

- 一、食事ヨリ食事後日課手入又ハ事業始メ迄ノ間（朝食後ハ准士官以上ニ限り銃器手入前迄銃器手入ナキトキハ武器手入前迄）
- 二、午後止業時ヨリ初夜甲板掃除迄（總員ニ關スル教練事業等ヲ行フトキヲ除ク）

三、午前、午後就業時ヨリ止業時迄一時間半以上ナルトキハ適宜其ノ中間ニ於テ五分乃至十五分間

四、碇泊中初夜巡檢後ヨリ夏季ハ午後十時三十分冬季ハ同十時迄（准士官以上ハ夏季冬季共午後十一時迄）

五、碇泊中初夜巡檢後ヨリ翌朝總員起床迄ノ間ニ於ケル當直員交代時刻前後三十分間

六、航海中初夜巡檢後ヨリ翌朝總員起床前ノ上甲板洗ヒ迄ノ間

七、下士官兵教練作業又ハ艦外派遣等ノ爲規定時間ニ喫煙

シ得ザリシ場合ハ其ノ引率者又ハ各科ノ長ハ當直將校

ニ通知シ當直將校ハ所定ノ場所ニ於テ喫煙セシムルコ

トアリ

二、喫煙所ハ喫煙時間中假ニ上甲板ニ設クルモノニシテ之ヲ區

別スルコト左ノ如シ

一、士官室士官以上用

二、士官次室士官及候補生用

三、准士官用

四、下士官用

五、兵用

六、機關室ニ在ル下士官兵用（事業休中ニ限り機關室内ニ設ク）

三、喫煙時間中士官室以上喫煙所ニハ椅子ヲ士官次室士官及准

士官用喫煙所ニハ腰掛ヲ備フルコトヲ得

四、准士官以上ノ公室ニ於テハ艦長ノ定ムル所ニ從ヒ喫煙スル

コトヲ得

五、雨天ノトキハ特ニ適當ノ場所ヲ指定シテ喫煙ヲ許スコトヲ得

第八節 食事配當

一、主任主計兵曹ハ食物ノ調理濟次第其ノ少量ヲ主計科士官、軍醫科士官及副長ニ差出シ點檢ヲ受クベシ

二、定時「食事」ヲ令ス但シ當直又ハ諸役員ニシテ已ムヲ得ザルモノニ限り當番食事ヲ行ハシムルコトヲ得

當番食事ハ定時三十分前ニ之ヲ配當スルヲ例トシ直ニ就食セシム

三、「食事」ノ令ニテ兩舷食卓番ハ配食所入口前ニ集合シ混雜セザル様掛リノ呼唱ニ應ジテ食物ヲ受取リ各其ノ卓員ノ食

器ニ配分スベシ

四、先任衛兵伍長ハ右配分ヲ監督スベシ

第九節 取上ゲ物處分方

一、定所外ニ私有ノ物品ヲ放置シアルトキハ其ノ物品ヲ沒收シ毎土曜日午食後休憩時間中ニ時機ヲ見テ之ヲ取出シ品價ノ高下ヲ論ゼズ左表ニ依リ價金ヲ徵收シテ其ノ所有主ニ渡ス又臨時返却ヲ請フ者ニハ二倍ノ金額ヲ出サシメ之ヲ渡スモノトス但シ所有主ハ出金及物品受取ヲ拒ムコトヲ得ズ

士官室士官以上 貳拾錢

士官次室士官特務士官及候補生 拾 錢

准士官 六 錢

下士官 四 錢

- 二、定所外ニ放置シタル物品ノ沒收ハ甲板士官及先任衛兵伍長之ヲ行フ但シ准士官以上ニ屬スル物品ヲ沒收シタルトキハ成ルベク速ニ所有主ニ其ノ旨通知スルモノトス
- 三、開函ノ節ハ甲板士官之ヲ監督シ居住甲板掃除番（要スルトキハ當直部員若干名）ヲシテ函ヲ持來ラシメ先任衛兵伍長ハ其ノ物品名所有者ノ氏名及徵收金ヲ取上ゲ物品交付簿ニ記入シ物品ヲ渡ス此ノ時所有主ノ知レザル物品ハ貳錢ノ代價ヲ以テ所望ノ者ニ與フ尙ホ殘品アラバ甲板士官便宜之ヲ處置スベシ
- 四、徵收シタル金員ハ甲板士官之ヲ保管シ副長ノ許可ヲ得テ艦内公共ノ事ニ使用ス

### 第十節 觀覽者竝面會人取締心得

- 一、艦内觀覽竝面會ハ訓練、作業ニ差支ナキカ及ビ乗員ノ上陸日アル午前八時ヨリ午後四時迄ノ間ニ於テ許可スルヲ例トス
- 二、觀覽者ノ艦内觀覽ニ關シテハ海軍觀覽規程ニ依リ機密保持ニ努ムルト共ニ艦内ノ警衛ニ關シテ留意スベシ
- 三、觀覽者來艦セバ舷門附近ニ於テ手、靴等ノ消毒ヲ行ハシメ又退艦後ハ觀覽區域ノ消毒ヲ行フ等艦内衛生ニ關シ留意スベシ
- 四、觀覽者多數ノ場合艦内ニ於ケル其ノ整理竝乘退艦時ニ於ケル保安ニ關シ特ニ留意スベシ
- 五、當直將校ハ面會人ニ就キ被面會者トノ關係等ヲ調査シ要ス

レバ分隊長ニ通知シ差支ナキモノニ對シテハ指定ノ場所ニ於テ面會セシムルヲ例トス

## ○軍艦職員服務心得

艦船職員服務規定ノ定ムル所ヲ服膺スル外以下各號ニ據リ服務スベシ

### 第一項 艦員一般心得

- 一、總テ整列作業等ノ號令アルトキハ常ニ駈足ニテ所定位置ニ就クベシ但シ入渠中ハ此ノ限ニ在ラズ
- 二、教練事業ノ際ハ常ニ靜肅ニシテ殊ニ動作活潑ナルヲ要ス
- 三、碇泊中晝間艦外ヨリ見ユル場所ニ於テ蹲踞スベカラズ
- 四、濫リニ將官室、艦長室ノ上ヲ徘徊スベカラズ
- 五、初夜巡檢後高聲ニテ雜話スベカラズ

六、職務ヲ有スル者ニ非レバ濫リニ艦橋ニ上ルベカラズ又艦橋

右舷ノ階梯ハ士官室士官以上ニ非ザレバ昇降セザルヲ例ト

ス但シ教練又ハ至急ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

教練又ハ公務上至急ヲ要スル場合ヲ除クノ外將官室艦長室

ノ階梯ハ艦長以上ニ非ザレバ昇降スベカラズ

七、軍艦ノ舷梯ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ使用スルヲ例トス但シ天

候其ノ他已ムヲ得ザル事情アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

右舷舷梯ヲ使用スルモノ 士官室士官以上

左舷舷梯ヲ使用スルモノ 士官次室士官以下

八、艦内ニ於ケル遊戲ニ關シテハ左記ニ據ル

(一) 艦内ニ於テ麻雀ノ遊戲ヲ爲スベカラズ

(二) 日曜公暇日ニ在リテハ週課表豫定作業終了時ヨリ初夜

巡檢甲板掃除迄碁、將棋、蓄音器(艦長ノ許可セル)レ  
コード(ニ限ル)、樂器(艦長ノ許可セルモノニ限ル)  
ノ使用「ラヂオ」ノ聽取(初夜巡檢後ハ艦長ノ定ムル  
所ニ據ル)ヲ又適宜ノ時刻迄活動寫眞(艦長ノ許可セ  
ルモノニ限ル)ヲ許可スルコトヲ得(但シ作業地等ニ  
於テ日曜公暇日ニ活動寫眞ヲ施行シ得ザル場合ハ一週  
一回ノ標準ヲ以テ日曜以外ノ日ニ艦長之ヲ許可スルコ  
トヲ得其ノ他ノ日ニ在リテハ「ラヂオ」碁、將棋ニ限  
リ夕食後(但シ「ラヂオ」ハ午食後ノ休憩中ニモ許ス  
コトヲ得)ヨリ初夜巡檢甲板掃除迄(「ラヂオ」ハ前  
掲ノ時刻迄)許可スルコトヲ得

但シ巡檢中及總員作業ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(三) 准士官以上ノ碁、將棋、「トランプ」ハ午後十一時（消燈）迄許可スルコトヲ得

九、眞水ハ定量ノ外濫リニ之ヲ消費スベカラズ

一〇、艦内ニ於テ裸火ヲ濫リニ使用スベカラズ又安全摺附木以外ノ摺附木ヲ携フベカラズ

一一、定所外ニ於テ吐唾、喫煙シ或ハ定所外ヨリ塵芥汚穢物其ノ他ノ物品ヲ拾ツベカラズ

一二、入渠中ハ左ノ諸項ヲ禁止ス

(イ) 工事上必要アル場合ヲ除クノ外重要物ノ移動又ハ増減

(ロ) 船體ニ激震ヲ及ボスベキ兵員ノ諸動作

(ハ) 艦砲教練及重砲ノ旋回

(ニ) 甲板洗其ノ他舷外ヘノ排水

一三、上官ニ出會フトキハ側ニ避ケ道ヲ讓ルベシ但シ階梯其ノ他狹隘ナル場所ニテハ上官ノ通過スル迄他所ニ避クベシ

一四、左ニ掲グル諸項ハ殊ニ下士官兵一般ノ遵守スベキ事項トス

(イ) 平生各自ノ配置ヲ熟知シ置キ事ニ臨ミ不覺ナキ様注意スベシ

(ロ) 初メテ乘艦スルトキハ其ノ艦ノ兵器船具等ヲ熟覽シ未ダ會テ見聞セザルモノアルトキハ特ニ注意シ其ノ使用法ヲ了知スベシ

(ハ) 各受持兵器船具等ノ置場ヲ熟知シ置キ咄嗟ノ際ニ支障ナカラシムベシ

(ニ) 各部ノ長、砲長、發射機長及短艇長ハ常ニ受持兵器及諸器具ノ整備整頓ニ注意スベシ



(ホ) 准士官以上ニ對シテハ特ニ規定セラレタル場合ヲ除ク

ノ外時ト場所トヲ論ゼズ敬禮ヲ行ヒ又總員起床後ヨリ朝食事迄ハ互ニ敬禮ヲ交換スベシ

(ハ) 上官ノ前ニ立塞ガル等ノ振舞アルベカラズ

(ト) 掛リノ者ニ非ザレバ准士官以上ノ公私室ニ入ルベカラズ

(チ) 定メラレタル自己ノ釣床、衣囊、雨衣、手箱等ハ定所ニ置キ常ニ亂雜ナラザル様注意スベシ

(リ) 被服洗濯ノ際ハ汚穢ナル衣類ハ總テ之ヲ洗ヒ一品タリ

トモ殘サザル様注意シ又濡レタル衣服ヲ其ノ儘衣囊又ハ衣服箱ニ納ムベカラズ

(ヌ) 洗濯物ヲ納ムルニ當リ若シ充分乾カザルモノアルトキ

(ル) ハ速ニ甲板士官ニ届出デ指令ヲ受クベシ又特令アルニ非ザレバ居住甲板以下ニ濡レタル衣服等ヲ置クベカラズ

(ロ) 濫リニ定所外ニ乾シ物ヲ爲シ又ハ私物ヲ納ムベカラズ  
 (カ) 食事ノ際ハ混雜セザルコトニ注意スベシ又班長ハ食卓番ヲシテ其ノ受持ノ食卓及食器ヲ常ニ清潔正整ナラシムベシ

(ク) 卑賤ナル言語動作ハ大ニ風儀ヲ害スルモノナレバ固ク之ヲ慎ムベシ

(カ) 事業時間中ハ事業ニ従事セザル者ヲ除クノ外剪髮剃髭スベカラズ

(コ) 掛員以外ノ者ハ濫リニ諸倉庫ニ入ルベカラズ

- (カ) 許可ナクシテ舷門ヨリ物品ヲ出入スベカラズ
- (キ) 烹炊室ニハ常ニ清潔ナラシムベシ
- (ク) 衣服其ノ他諸物品等紛失シタルトキハ速ニ先任衛兵伍長ヲ經テ其ノ旨分隊長ニ届出ヅベシ
- (ケ) 兵器其ノ他ノ官品ヲ亡失毀損シタルトキハ直ニ順序ヲ經テ所屬分隊長ニ届出ヅベシ但シ役員ガ其ノ保管セル物品ヲ亡失毀損シタル場合ニ在リテハ該品ノ直接監理者ニ届クベシ
- (コ) 診察ヲ受ケムト欲スルトキハ毎日朝食前先行衛兵伍長ニ申出デ其ノ指示ヲ受クベシ但シ至急ヲ要スルトキハ臨時申出ヅルコトヲ得
- (カ) 「氣ヲ附ケ」(「右舷若ハ左舷氣ヲ附ケ」)ノ號音ヲ聽カ

- (キ) バ露天甲板ニ在ル者ハ總テ其ノ位置(右舷若ハ左舷ニ向キ其ノ位置)ニテ姿勢ヲ正スベシ又現ニ教練事業ニ従事スル場合ヲ除クノ外上官ガ短艇等ニテ附近ヲ通過スルヲ認ムルトキハ必ず敬禮ヲ行フベシ
- (ク) 號令若ハ號音ニ依リ作業中「待テ」ノ令アルトキハ各自現位置ニ静止シ號令ノ聽取ニ努ムベシ
- (ケ) 短艇ニ於ケル規律ノ如何ハ即チ本艦ノ毀譽ニ關スル所ナルヲ辨ヘ苟モ不體裁ノ振舞ナキコトニ注意スベシ
- (コ) 許可ヲ得テ上陸シ歸艦スルニ際シテハ必ず數分間發船ヲ待合ス様ニ上陸揚ニ來ルコトヲ必掛クベシ
- (カ) 上陸及歸艦ニ際シテハ各自靜肅ヲ旨トシ又水兵員先任者ハ短艇ノ保安上必要ト認ムルトキハ乗員數ヲ制限シ

或ハ艇ノ運航ニ關シ注意ヲ與フル等適宜ノ處置ヲ爲ス  
ベシ

(ノ) 航海中艦橋附近ニ在ル者ハ舵輪ノ近傍ニ於テ談話スベ  
カラズ

第二項 當直將校及副直將校心得

當直將校及副直將校ハ以下各號ノ細目ニ依リテ服務シ碇泊中一  
名ハ必ズ後艦橋(最上後甲板)又ハ艦ノ内外ヲ通視スルニ便ナ  
ル位ニ置、他ノ一名ハ後艦橋(最上甲板)又ハ後甲板ニ在リテ  
時々露天甲板ヲ見廻ルベシ

第一 當直將校

一、每朝食後日課手入開始ノ際救助艇員(航海中)及必要ニ應  
ジ禮砲員ヲ調査スベシ但シ禮砲員ハ當日ノ服裝ノ儘トシ必

要ニ臨ミ軍裝ニ着替ヘシムルモノトス

二、短艇繫船桁又ハ艦尾ニ繫留シアル場合ニ在リテハ下士官兵  
ノ乘艇ハ其ノ繫留位置ヨリ爲サシムルヲ例トス

三、外來通船等ヲシテ濫リニ艦尾又ハ艦側ニ繫留セシムベカラ  
ズ

四、首席指揮官ノ乘艦ヨリ指定教練ノ信號ニ接シタルトキハ直  
ニ艦、副長ニ報告シ同時ニ適當ノ號令ヲ下シ信號ノ下ルヤ  
否ヤ教練ヲ開始シ得ルノ準備ヲ爲スベシ

五、定所以外ニ於テ被服洗濯ヲ爲ス者、許可ナクシテ乾シ物ヲ  
爲ス者、塵芥ヲ灰捨以外ノ場所ヨリ放棄スル者、靴ヲ脱セ  
ズシテ塗具ヲ施シタル場所ニ昇ル者アルヲ見バ直ニ之ヲ制  
止スベシ

(注意) 准士官以上ニ屬スル外套其ノ他ノ物品モ成ル可ク

一定ノ場所ニ乾サシムベシ

六、通風筒及風通ノ能ク風向ニ適スルヤ否ヤニ注意スベシ但シ通風筒ハ碇泊中雨天ノトキ及日没後ヨリ翌朝總員起シ迄ハ風下ニ向ハシムルヲ例トス

七、兵員ヲ上陸セシムルトキハ先ヅ之ヲ整列セシメ點檢ヲ行ヒ先任衛兵伍長ヲシテ上陸札ヲ受取ラシメ歸艦スベキ時刻及迎短艇ノ陸發時刻其ノ他必要事項ヲ傳達シ然ル後混雜セザル様乘艇セシム點檢ノ際服裝其ノ他携帶品等ニ於テ不都合ノ廉アル者ハ上陸ヲ延バシ又ハ禁ズルコトアルベシ歸艦ノ時ハ整列點檢ノ後先任衛兵伍長ノ監督ノ下ニ各自ニ上陸札ヲ渡スベシ

八、當直ノ番兵、傳令、掌信號兵及取次ヲ監督スベシ、番兵、取次ノ交代ニ際シテハ衛兵伍長ノ報告ヲ得テ點檢ヲ爲シタル後交代セシメ前直員ハ整列ノ上衛兵伍長ノ報告ヲ得テ之ヲ解散セシムベシ

九、陸上又ハ他艦船ヘノ便船アルトキハ其ノ出發前適宜艦内一般ニ豫報スベシ

一〇、總員起シヨリ日没迄ノ間繫船桁又ハ艦尾ニ短艇繫留シアルトキハ短艇當番ヲ配スルヲ例トス

一一、夜間航海中ハ當直交代時刻十五分前ニ「交代用意」ヲ令シ番兵ヲシテ喧噪ナラザル様人員ヲ起サシメ定時所要ノ號令ヲ下シ副直將校ヲシテ人員ヲ調ベシメ其ノ結了ノ報告ヲ得テ「當直殘レ」ヲ令シ次イデ新舊直救助艇員及交代人員ノ

整列ヲ令ス

但シ救助艇員ヲ整列セシムルトキハ艇員ノ外短艇索ニ附ク者ヲモ調査スルヲ要ス

三、晝間航海中ハ八點鐘ノトキ當直ヲ交代セシムベシ但シ午前直ハ朝食後日課手入始メノトキ夕直ハ午後六時ニ交代セシムルモノトス

三、晝夜ニ拘ラズ航海中ハ毎時必ず諸當番ノ交代人員ヲ整列セシメタル後交代セシメ又當番ヲ了リタル人員モ整列後解散ヲ命ズベシ

一四、航海中ハ救助艇員ヲ以テ檣上見張舵取室回轉信號當番又ハ速力信號當番等ニ充テシムベカラズ救助艇員ニハ日没（日出）時刻ニ於テ整列ノ上救命衫ヲ著（脱）セシムベシ

一五、航海燈ヲ出ストキハ同時ニ各受持員ヲシテ同油燈ヲ用意セシメ其ノ整備ヲ報告セシムベシ

一六、下士官兵當直員ノ外套當番衣ノ著脱及汽艇雨覆ノ裝脱等ハ首席指揮官ノ乘艦ニ倣ハシムルコトニ注意スベシ

一七、掲揚セル諸旗章ニ注意シ搦ミ居ルトキハ速カニ之ヲ正スベシ

一八、職務ヲ執行スル爲當直傳令、同衛兵伍長、同取次ヲ呼ブトキハ左ノ符ニ依リ成ルベク呼子笛ヲ用ユベシ

當直傳令 一 聲

同衛兵伍長 三 聲

同取次 二 聲

一九、外來商人ヲシテ指定ノ區域外ニ徘徊セシムベカラズ

10、輕易ナル事項ハ副直將校ヲシテ之ヲ處理セシムルコトヲ得

第二 副 直 將 校

一、副直將校ニ關スル事項ニ就キ當直將校ヲ補佐スベシ

第三項 衛兵司令及衛兵副司令心得

第一 衛 兵 司 令

一、艦内衛兵規則ニ依リ甲板士官ト協力シテ艦内警察ノ功績ヲ舉グルニカムベシ

二、衛兵ノ編成ハ左ノ諸項ニ依ルベシ

(イ) 衛兵伍長ハ兵曹又ハ水兵、衛兵ハ一等水兵以上水兵長

以下ニシテ性質嚴格ナル者ヲ選拔スルコト

(ロ) 衛兵ハ左右舷直ニ就キ別個ニ編成スルコト

(ハ) 衛兵ノ員數ハ各守所ニ一名宛トシ三直又ハ四直ナルコト

(ニ) 衛兵ノ服務期間ハ二ヶ月乃至三ヶ月トシ毎月半數又ハ

三分ノ一宛交代セシムルコト

三、日、土曜日ノ外毎日午前八時露天甲板ニ當直舷ノ衛兵ヲ整列セシメ點檢ヲ行ヒ又隨時守所ヲ巡視シ番兵服務ノ狀況ヲ監察スベシ

四、毎月少ナクトモ二回以上衛兵ヲ集合シ艦内衛兵規則、衛兵心得、海軍禮式令及乗員一般心得等衛兵ニ必要ナル法令ノ訓讀又ハ講話訓示ヲ爲スベシ

五、新ニ編入セラレタル衛兵ニ對シテハ速ニ必要ナル諸心得ヲ訓示シ尙先任衛兵伍長ヲシテ細目ヲ教示セシムベシ

六、衛兵中ニ犯則者アルトキハ自ラ之ヲ糺シタル後、副長ニ報

告シ且所屬分隊長ニ通知スベシ

七、艦内衛兵規則第七條ニ規定セラレタル場所ノ外必要ニ際シ

船渠周圍（入渠中）等ニモ番兵ヲ配置スベシ

八、犯件簿ヲ備ヘ下士官兵ニ係ル犯件ハ細大漏サズ先任衛兵伍

長ヲシテ記註セシメ毎週一回艦長ノ査閲ニ供スベシ

犯件簿ノ様式ハ左ノ如シ

年月日	副隊長印	分隊長印	衛兵司令印	衛兵司令印	主計長印	副分滿期	犯行既	處分	氏名	先任衛兵伍長印
						先兵印	往有	分處		
						衛長	犯無	ノ者		
						略概		隊分		
								等		
								名		
								兵衛		
								長印		

九、命令簿ヲ製作シ所要ノ命令、傳達及告知等ヲ記載シ先任衛

兵伍長及各衛兵伍長ヲシテ詳知セシムベシ

第二 衛兵副司令

一、衛兵司令ニ關スル事項ニ就キ衛兵司令ヲ輔佐スベシ

第四項 甲板士官心得

以下各號ニ依リ服務スベシ

一、下士官兵ノ統率ニ關シ左記諸項ノ責ニ任ズベシ

(イ) 衛兵司令ト協力シテ艦内警察ノ任ニ當リ軍紀風紀ノ振

肅ニカムルコト

(ロ) 艦長、副長又ハ當直將校ノ號令ヲ迅速確實ニ實行セシ

ムルコト

(ハ) 諸法令其ノ他艦内諸心得ヲ遵守セシムルコト

(ニ) 下士官兵ノ性能勤怠素行等ニ精通シ進級會議等ニ當リ

- (イ) 意見ヲ開陳シ考課ノ資料ヲ提供スルコト
- (ロ) 犯行者又ハ懲戒ヲ要スト認ムル者アル時ハ之ヲ其ノ分隊長ニ報告シ輕微ノ事故ハ直接自ラ訓戒ヲ加フルコト
- (ハ) 體育掛等ト協力シテ武技體技ノ施行、乗員ノ慰安等ニ留意シ士氣ノ振作ニ努ムルコト

## 二、左記諸項ノ勵行ニカムベシ

- (イ) 艦船諸部ヲ清潔ニ維持シ又外觀ノ整齊ニ注意スルコト
- (ロ) 艦内衛生ニ留意シ居住甲板以下ヲ乾燥ナラシメ流場廁等ヲ清淨ナラシムコト
- (ハ) 防水防火通風諸裝置ヲ熟知シ常ニ有効ナラシムルニ注意スルコト
- (ニ) 諸倉庫ノ整頓諸物件格納ノ良否ニ注意シ意見アルトキ

## ハ各受持主管者ニ申告スルコト

- (イ) 艦底ヲ乾燥ナラシメ又潜孔ノ開閉ニ注意シ艦底潜孔開閉表示板ノ栓ノ著脱ヲ司リ常ニ其ノ開閉ヲ表示スルコト
- (ロ) 艦内諸部ニ新設改造又ハ修理ヲ要スト認ムルモノアルトキハ意見ヲ受持ノ分隊長ニ陳述スルコト
- (ハ) 常ニ艦内經濟ニ注意シ諸物品ノ浪費ヲ制シ白熱燈ノ濫用ヲ禁ズルコト
- (ニ) 毎月一回各甲板要具ヲ點檢スルコト
- (イ) 常ニ甲板洗砂ヲ貯藏シ特ニ航海中缺乏ヲ來サザル様注意スルコト

## 三、日課及事業ノ施行ヲ監督シ又諸役員ヲ管轄シ左ノ諸項ニ注



意スベシ

- (イ) 諸役員ヲシテ各關係受持區分並用具ノ取扱及格納所等ヲ知悉セシムルコト
- (ロ) 諸役員ヲシテ充分ニ其ノ職務ヲ盡サシムル爲其ノ職務ノ細則及其ノ方法順序等ヲ細密ニ教示シ之ガ交代ニ際シテハ遺漏ナク申繼ヲ爲サシムルコト
- (ハ) 自己擔任ノ業務ニ關シ人員ヲ要スルトキハ豫メ副長ニ申請スルコト但シ臨時ニ人員ヲ要スルトキハ當直將校ニ請求スルコト
- 四、出港前ニハ左ノ諸項ニ注意スベシ
  - (イ) 二重底ノ潛孔ヲ閉鎖スルコト
  - (ロ) 諸移動物ヲ固定スルコト

(カ) 下甲板舷窓ヲ密閉スルコト

- 五、居住甲板掃除中、軍事點檢及初夜巡檢前ニハ受持各部ノ下點檢ヲ行ヒ之ヲ副長及當直將校ニ報告スベシ
- 六、總員起床十五分前(航海中ニハ露天甲板洗方前)ニ起床シ午後止業甲板ヲ片付ケ終ル迄絶ヘズ艦内諸部ヲ見廻リ任務遂行ニカムベシ又初夜巡檢後就寢中ト雖事業起ルトキハ何時タリトモ直ニ起床スベシ

- 七、運用長、各分隊長等ト密接ナル連絡ヲ保持シ艦ノ保存整備ニ努メ特ニ左記諸項ニ留意スルヲ要ス

- (イ) 艦内諸部艷拭中發見セル發鏽其ノ他異狀部ハ其ノ都度之ヲ處理スベシ
- (ロ) 雨雪波浪等ニ依ル甲板ノ溜水ハ屢々之ヲ除去スルヲ要

シ又木甲板洗ヒノ水沫ニテ塗粧部ヲ濡サザル様注意セシムルヲ要ス

(ハ) 雨露ニ曝サレタル「リノリユーム」甲板及塗粧面ハ爾後成ルベク速カニ乾燥セシメ艶拭ヲ行フベシ

(ニ) 塗粧面ハ其ノ効力減退ニ先チ塗替、上塗、油拭等ニ依リ適當ニ之ヲ處置スベシ

塗面ニ光澤ナキハ概ネ効力減退シツツアル證ナリ

(ホ) 「リノリユーム」甲板ニ於テ乾燥艶拭後光澤ナキハ効力減退ノ證ナルヲ以テ速ニ油拭次イデ艶拭ヲ施スベシ

(ヘ) 鏽落シハ鐵面ノ生地ヲ平滑ナラシムル如ク行フヲ要ス  
第五項 衛兵 心得

一、衛兵ハ艦内警察ノ任ニ當ル者ナレバ最モ嚴正ニ其ノ職務ヲ

執行スベキハ勿論常ニ下士官兵一般ノ儀表タラムコトヲ期シ服裝容儀ヲ特ニ端正ニ保ツヲ要ス

二、總員ヲ要スル部署教練又ハ戰鬪作業ノ際衛兵ハ總テ其ノ部署ニ就クモノトス但シ救難浮標番兵、禁錮室番兵及時鐘番兵ハ各其ノ守所ニ止マルヲ例トス

三、衛兵ハ常ニ衛兵控所附近ニ在リテ直ニ呼集ニ應ジ得ルノ準備アルヲ要ス

四、衛兵ノ服裝ハ特ニ規定又ハ指令アルトキノ外軍裝トス  
第一 前任衛兵伍長

一、副長、當直將校、衛兵司令、甲板士官ノ命ヲ承ケ總員起床時ヨリ初夜巡檢終了時迄服務スベシ

二、下士官兵ノ上陸及歸艦ニ際シテハ之ヲ上甲板ニ整列セシメ

當直將校ノ點檢ヲ受ケ上陸札ノ受渡ヲ爲スベシ又上陸者ノ員數及歸艦セザル者ノ有無ヲ當直將校ニ報告スベシ

三、外來者ハ夕食時十五分前迄ニ退艦セシメ其ノ旨當直將校ニ報告スベシ但シ准士官以上ノ知人等ハ此ノ限ニ在ラズ

四、士官衛兵釣床ノ納リタルヲ認メ當直將校ニ報告シ當日衛兵ノ服裝ニ關スル指令ヲ受クベシ

五、常ニ諸號令ノ速ニ實行セラルルコトニ注意スベシ

六、常ニ正確ナル兵員配置表ヲ有シ又下士官以下臨時ノ諸役割ヲモ明記シ置クベシ

七、艦内諸燈火ノ定則ニ違フコトナキヤニ注意シ又總テノ火氣ニ對シ嚴密ナル取締ヲ爲スベシ

八、本艦出港ニ際シテハ拔錨前ニ周ネク艦内ヲ見廻リ外來者

(便乗ヲ許可セラレタル者ヲ除ク)ノ在艦スルコトナキヲ確メ副長ニ報告スベシ

九、毎週一回以上傭人ヲ露天甲板ニ整列セシメ其ノ服裝容儀ヲ點檢シ且艦内ノ規則慣例及名自ノ服裝ニ關スル諸心得等ヲ教示スベシ

十、多數ノ艦内拜觀人アルトキハ屢々艦内ヲ見廻嚴重ナル取締ヲ爲スベシ

## 第二 衛兵 伍長

一、當直將校及衛兵司令ノ命ヲ承ケ服務スベシ

二、碇泊中ハ舷門附近ニ航海中ハ前艦橋下附近ニ在テ輪番當直ヲ爲スベシ

三、衛兵交代時刻ノ十五分前ニ其ノ直員(取次ヲ含ム)ヲ露天

甲板ニ整列セシメ服裝及携帶兵器ノ整否ヲ點檢シ之ヲ當直將校ニ報告シ當直將校ノ點檢終了後令ニ依リ各守所ニ就カシムベシ是ニ於テ前直衛兵伍長ハ必要ナル申繼ヲ爲シ終ツテ其ノ直員（取次ヲ含ム）ヲ整列セシメ各番兵ノ報告ヲ徵シ異狀ノ有無ヲ當直將校ニ報告シ特令ナケレバ直ニ解散セシムベシ

#### 四、衛兵伍長ノ申繼事項概ネ左ノ如シ

碇泊中

- (イ) 特ニ命ゼラレタル事項
- (ロ) 當直將校、副直將校當直候補生ノ氏名
- (ハ) 卸シアル短艇及其ノ繫留ノ場所
- (ニ) 他行中ノ短艇其ノ行先及歸艦ノ豫定時刻

- (ホ) 外來者ノ有無
  - (ヘ) 上陸人員ノ數
  - (ト) 各甲板ノ狀態
  - (チ) 上陸員ノ外艦外ニ在ル者ノ有無
  - (リ) 其ノ他必要ト認ムル事項
- 航海中

- (イ) 前記(イ)(ロ)(ハ)項
- (ロ) 各砲門及舷窓ノ狀態
- (ハ) 其ノ他必要ト認ムル事項

#### 五、常ニ舷門ヲ清潔ナラシムルコトニ注意スベシ

六、當直將校ノ許可アルニ非ザレバ濫リニ短艇ヲ艦ノ周圍ニ繫ガシムベカラズ

- 七、舷門出入ノ物品ヲ監視シ下士官以下ノ携帯スル包物等ヲ點檢シ規定外ノ物品ハ之ヲ出入セシムベカラズ
- 八、當直將校ノ許可アルニ非ザレバ外來者ヲシテ濫リニ舷門内ニ入ラシムベカラズ但シ海軍軍人軍屬陸軍軍人(其ノ服裝ニ依リ區別シ得ル者)職工(其ノ搭乘シ來レル短艇等ニ依リ區別シ得ル者)准士官以上ノ同伴者、本艦ノ訪問者(刺ヲ通ズル者ニ限ル)等ハ此ノ限ニ在ラズ
- 九、本艦乗員ニ面會ヲ求ムルモノアルトキハ當直將校ノ許可ヲ得テ先ヅ之ヲ舷門内ニ入ラシメ然ル後應接スベシ
- 一〇、艦内觀覽ヲ願出ヅル者アルトキハ當直將校ノ許可ヲ得テ之ヲ舷門内ニ入ラシメ當直將校ノ指定スル案内者ヲ附シ觀覽セシムベシ
- 一、觀覽者乘退艦ノ際ハ懇篤ナル保護ヲ加ヘ混雜ト危險トヲ招カザル様注意スベシ
- 二、洗濯屋洋服屋其ノ他出入ノ商人等來艦スルトキハ當直將校ノ許可ヲ得テ之ヲ舷門内ニ入ラシムベシ
- 三、當直將校ノ命令又ハ許可アルニ非ザレバ一切下士官兵ヲ出門セシムベカラズ
- 三、下士官兵ノ新ニ乘艦スル者又入院歸省等ノ後歸艦スル者アルトキハ當直將校及先任衛兵伍長ニ之ヲ報告シ其ノ指示ヲ受フベシ
- 四、允許上陸者ノ上陸及歸艦ニ際シテハ上甲板ニ整列セシメ當直將校ニ報告スベシ
- 前項ノ人員多數ナルトキハ先任衛兵伍長ニモ報告スベシ

- 一五、初夜巡檢ノ後喫煙時刻後下士官以下ノ故ナクシテ釣床外ニアル者及何時タルヲ問ハズ定則外ノ燈火ヲ使用スル者アルトキハ之ヲ制止スベシ
- 一六、夜間ハ常夜燈ニ注意シ燈光不良ナルモノアルトキハ守燈番ヲシテ之ヲ直サシムベシ
- 一七、初夜巡檢後碇泊中ハ每一時航海中ハ每三十分ニ副直將校若ハ當直少尉候補生ニ隨從シテ各甲板ヲ巡視スベシ但シ副直將校又ハ當直少尉候補生在ラザルトキハ自ラ各甲板ヲ巡視シ異狀ノ有無ヲ當直將校ニ報告スベシ
- 一八、禁錮室内ニ囚人アルトキハ當直中少ナクモ一回之ヲ巡視スベシ
- 一九、許可ナクシテ乾シ物ヲ爲ス者ヲ制止スベシ

二〇、特令アルニ非ザレバ定所外ヨリ艦内ニ物品ヲ取入ルルヲ許スベカラズ

二一、公務以外ニ於テ已ムヲ得ザル事故ノ爲露天甲板ヲ去ルヲ要スルトキハ必ズ次直衛兵伍長ノ交代ヲ得タル後ニ於テスベシ

二二、番兵ノ犯則者ヲ發見シタルトキハ一應之ヲ取調べ衛兵司令及當直將校ニ報告スベシ

### 第三 番 兵

一、故ナクシテ其ノ守所ヲ離去スベカラズ

二、守所ニ於テハ姿勢ヲ正シウシ携銃ノ者ハ常ニ立銃ノ姿勢ニ在ルベク其ノ他ハ適宜巡歩又ハ停止スベシ但シ前甲板若ハ渠側（舷門前ニ在ルモノヲ除ク）番兵ニ限り擔銃巡歩スル

コトヲ得

三、濫リニ火ヲ弄シ定時外ニ喫煙シ又ハ砲門砲具其ノ他ノ物ニ倚リ若ハ之ニ觸レ其ノ他總テ定則内規等ヲ犯ス者ヲ見バ直ニ之ヲ制止シ其ノ旨當直衛兵伍長ニ報告スベシ

四、職務上ニ關シ自己ニテ處置シ難キ事件發生スルトキハ當直衛兵伍長ニ申告スベシ

五、守所ニ在ルトキハ職務外ノ事ヲ談話スベカラズ

六、交代ヲ爲ストキハ必要ノ申繼ヲ爲シ了レバ定所ニ整列シ異狀ノ有無ヲ當直衛兵伍長ニ報告シ然ル後其ノ令ニ依リ解散スルモノトス

七、前甲板及舷門番兵ハ左記諸項ヲ遵守スベシ

(イ) 短艇ニテ附近ヲ通行スル准士官以上ニ對シテハ敬禮ヲ

行フベシ

(ロ) 濫リニ舟艇ヲ艦側ニ接近セシム可カラズ其ノ夜間接近シ來ルモノニ對シテハ「何舟歟」ト問ヒ應答ニ依リ必要アルモノハ之ヲ當直衛兵伍長(附近ニ在ラザルトキハ當直將校又ハ副直將校)ニ報告スベシ

(ハ) 初夜巡檢後總員起床時迄ノ間點鐘毎ニ「宜シ」ノ呼聲ヲ發スベシ

(ニ) 夜間ハ碇泊燈ニ注意シ燈光不良トナリタルヲ認メタルトキハ直ニ當直衛兵伍長ニ報告スベシ

八、舷門番兵ハ許可ナクシテ舷門ヲ出入スル下士官兵及舷門ヨリ物品ノ出入ヲ爲ス者ヲ制止スベシ又外來人(衛兵伍長ノ部第八號但書ノ者ヲ除ク)ヲシテ濫リニ舷門内ニ入ラシム

可カラズ本艦觀覽者若ハ乗員ニ面會ヲ乞フ者又ハ出入リノ商人等ノ來艦スルトキハ其ノ旨當直衛兵伍長(附近ニ在ラザルトキハ當直將校又ハ副直將校)ニ報告シ其ノ指令ヲ受クベシ

九、時鐘番兵ハ日課表ノ諸時限及航海中毎時ノ五分前、四點鐘八點鐘ノ十分前ヲ當直將校ニ報告シ時鐘ノ點打ヲ掌ル

一〇、艦長室番兵ハ將官室及艦長室ニ注意シ准士官以上及掛員以外ノ者ヲシテ猥リニ同室ニ入ラシム可カラズ

一一、鍵函ノ監視ニ任ゼラレタル者ハ主管者以外ノ者ニ一切鍵ノ出入ヲ許スベカラズ

一二、警鳴器ノ附近ニ配置セラレタル者ハ其ノ鳴鐘スルヲ聞カバ最モ迅速ニ當直將校ニ報告スベシ

一三、居住甲板番兵ハ左ノ諸項ヲ遵守シ且必要ナル號音號令ノ傳令ヲ掌ルベシ

(イ) 從兵從僕以外ノ者故ナクシテ准士官以上ノ公私室ニ入ル者ヲ制止スベシ

(ロ) 准士官以上ノ衣服箱ニ注意スベシ

(ハ) 消燈時限後准士官以上ノ公私室内ノ燈火ニ注意スベシ  
(ニ) 下士官以下ノ衣囊手箱等ニ注意シ持主以外ノ者ヲシテ之ヲ開カシム可カラズ

(ホ) 准士官以上ノ同伴セル者ヲ除クノ外、外來人ノ下甲板以下ニ入ルヲ禁止シ又案内者ナキ外來人ヲシテ居住甲板ヲ徘徊セシム可カラズ

一四、禁錮室番兵ハ左ノ諸項ヲ遵守スベシ



(イ) 囚人一異狀アルトキ又ハ同人ヨリ嘆願ノ筋アルトキハ直ニ當直衛兵伍長ニ報告スベシ

(ロ) 職務ヲ有スル者以外何人ト雖決シテ囚人ト言語ヲ交ヘシム可カラズ

(ハ) 命ニ依リ一時囚人ヲ室外ニ出ス時ハ常ニ之ニ附添ヒ嚴ニ之ヲ監視シ囚人ノ身體ニ不慮ノ事ナキ様注意スベシ

一五、下甲板以下ノ番兵ハ嚴ニ裸火ノ使用ヲ制止スベシ又失火ヲ發見シタルトキハ直ニ當直將校ニ報告シ然ル後力ノ及ブ限リ消防ニ從事スベシ若シ異様ノ臭氣ヲ感ジタル時ノ如キ最モ速ニ之ヲ當直將校ニ報告スルヲ要ス

一六、救難浮標番兵ハ間斷ナク浮標ニ注意シ溺者アル時ハ能ク其ノ位置ニ注意シテ之ヲ投下スベシ又日没ヨリ日出迄點鐘毎

ニ「宜シ」ノ呼聲ヲ發スベシ

一七、彈火藥庫番兵ハ常ニ彈火藥庫ノ現狀ニ注意シ出入者ヲ監視スベシ

### 第六項 信號員必心得

一、信號科先任下士官ハ掌信號長ヲ補佐シテ當直信號員ヲ監督シ其ノ受持ヲ定メ見張竝ニ送受信ニ際シ迅速確實ニ事ニ應ジ混雜ナカラシムルコトニ注意スベシ

二、當直員ハ左ノ諸項ヲ嚴守スベシ

(イ) 常ニ信號索、信號旗、信號器具ヲ整備シ使用ニ差支ナカラシムルコト

(ロ) 掌信號長ノ定ムル所ニ據リ喇叭、眼鏡、手旗ヲ携帯スルコト

- (イ) 信號誌ノ記註ヲ正確ニ爲スコト
  - (ニ) 當直記録ノ記註ニ當リテハ當直將校ノ指示ヲ受ケ正確ヲ期スルコト
  - (ホ) 常ニ艦橋ノ各所ニ散在シテ四周ニ注意スルコト
  - (ヘ) 接受シタル信號ハ凡テ其ノ儘ヲ報告スルコト
  - (ト) 交代ニ際シテハ三項ノ中必要ナル事項ニ關シ中繼ヲ確實ニ爲スコト
- 三、當直中左ノ諸項ハ速ニ當直將校ニ之ヲ報告スベシ
- (イ) 他信號艦所ヨリノ信號
  - (ロ) 左ノ諸項ヲ發見シタルトキ
    - (1) 氣象ニ異變ヲ認メタルトキ
    - (2) 航海中水面ニ異狀ヲ認メ又ハ障害物淺灘等ヲ發見シタルトキ

- (3) 他艦船ノ接近ヲ感ジタルトキ
- (4) 走錨ヲ感ジタルトキ
- (5) 霧中信號ヲ感ジタルトキ
- (6) 不意ニ陸岸ニ近接スルヲ感ジタルトキ
- (7) 編隊航行中旗艦(司令驅逐艦、潜水艦)及前續艦、後續艦ノ運動
- (ハ) 他艦船及主ナル商船ノ出入港
- (ニ) 短艇ノ來艦又ハ接近、旗章ヲ掲グル短艇ノ通過、繫船桁又ハ艦尾ニ繫ギアル短艇ノ異狀
- (ホ) 自艦航空機ノ發着動靜等
- (ロ) 海陸軍高等武官及其ノ他高等官ノ來艦

(b) 航海中陸地、船影、航空機及燈臺其ノ他航海上重要ナル物件ヲ發見シ又ハ見失フ時機

(c) 難波船、火災其ノ他異變ノ發見

(d) 航海諸燈竝ニ碇泊燈、將官燈等ノ異狀

(e) 其ノ他必要ト認ムル事項

四、信號旗其ノ他信號器具ニ缺損ヲ生ジタル時ハ直ニ補修シ置クベシ

五、信號輻輳スルトキハ次直員ハ直ニ當直員ヲ補助スベシ又陣形運動ノ際ハ總員艦橋ニ在リテ其ノ職務ニ従事スベシ

六、日没時三十分前迄ニ次直員ハ夜中信號器具ヲ裝備檢査シテ當直員ニ引渡シ當直將校ニ報告スベシ

第七項 電信員心得

一、當直員ハ海軍無線電信通信規程教範及操式ニ依ル外左ノ諸項ヲ嚴守スベシ

(イ) 常ニ電信機具ヲ整備シ使用ニ差支ナカラシムベシ

(ロ) 接受又ハ傍受シタル電文ハ速ニ當直將校及通信長(旗艦ニテハ同時ニ幕僚)ニ之ヲ報告スベシ

(ハ) 無線電信ヲ濫用シ妄リニ電波ヲ發スルモノアルトキハ之ヲ通信長(旗艦ニテハ同時ニ幕僚)ニ其ノ旨届出ヅベシ

(ニ) 部内ノ艦船又ハ電信所ニテ海軍無線通信諸法規竝ニ關係ノ諸令達ヲ嚴守セザルモノアルトキハ通信長(旗艦ニテハ同時ニ幕僚)ニ其ノ旨届出スベシ

(ホ) 送信ノ場合ニ在リテハ受信者ノ了解ヲ報告スベシ

(A) 通信セムトスルトキハ常ニ他艦船所ノ交信狀態及空間  
狀況ニ注意シ時機ヲ顧ミザル送信ニ依リ混信ヲ惹起セ  
シムルガ如キコトアル可カラズ

之ガ爲自己ノ處斷ヲ許サザル場合ハ速ニ其ノ旨通信長  
(通信長不在ノ場合ハ當直將校)ニ報告スベシ

(B) 危険ヲ防グ爲送信ヲ禁ゼラレタル時ハ速ニ電源ヲ切斷  
シ後命ヲ待ツベシ

(C) 事務信ハ許可セラレタル範圍ニ於テノミ之ヲ行ヒ得ル  
モノトス

二、許可ヲ得タル者ヲ除クノ外下士官兵及外來人ヲ電信室ニ入  
ラシムベカラズ

三、電信室内時計ノ整合ヲ勵行シ受信時間ヲ確實ニ記入シ置タ

ベシ

四、通信輻輳スル時ハ次直員ハ當直員ヲ補助スベシ

#### 第八項 暗號員 心得

一、暗號長ノ指示ヲ受ケ各自所掌ノ暗號書表及機具ヲ整備シ使  
用ニ差支ナカラシムベシ

二、所掌暗號書表竝ニ之ニ關係アル書類ハ嚴ニ秘密ヲ保チ之ガ  
使用ハ常ニ暗號長(暗號士)監督ノ下ニ行フモノトシ使用  
ヲ終リ其ノ格納ヲ命ゼラレタル場合ハ必ず指定セラレタル  
金庫又ハ鍵鑰アル格納所ニ收納シ鎖鑰ヲ暗號長(暗號士)ニ  
返シ置クモノトス

一時使用ヲ中止スル場合ト雖之ヲ室内ニ放置スベカラズ

三、接受又ハ翻譯シタル電報ハ暗號長ニ届出テ其ノ指示ヲ受ク

ベシ

- 四、暗號誤用ヲ爲シタルトキ又ハ之ヲ發見シタルトキハ速ニ暗號長ニ報告スベシ
- 五、暗號關係ノ反古類ハ凡テ散逸ヲ防ギ必ズ燒却スベシ
- 六、許可ヲ得タル者ヲ除クノ外下士官兵及外人ヲシテ暗號要務ヲ窺知セシメザル様嚴ニ注意スベシ
- 七、職務上知悉シ得タル事項ヲ他ニ漏洩ス可カラザルハ勿論上陸外出等ノ際ニ於ケル不用意ノ談話ハ往々ニシテ暗號機密ノ漏洩ヲ來スノ虞アルヲ以テ嚴ニ注意スベシ

## 第九項 操舵員心得

- 一、操舵長ハ左ノ諸項ニ依リ服務スベシ
- (イ) 操舵機ハ本艦保安上關係スル所大ナルヲ以テ各部ノ檢

査ヲ精確ニシ掃除手入ヲ丁寧ニシ常ニ良好ノ狀態ニ之ヲ保ツコトヲ期スベシ

- (ロ) 操舵機ノ故障ヲ發見シタルトキハ先ヅ航海長ニ報告シタル後其ノ修理ニ著手スベシ

- (ハ) 出港前舵機及附屬諸裝置ヲ檢シ之ヲ航海長及當直將校ニ報告スベシ

- (ニ) 航海長ノ命ヲ受ケ清水ノ保管記給ヲ掌リ其ノ浪費ナキ様嚴格ニ監督スベシ(毎日正午ノ現在量ヲ航海長ニ報告スベシ)

- (ホ) 傳染病ハ屢々飯料水ニ依リ傳播スルモノナルコトヲ慮リ飲料水、水罐及附屬諸裝置ニハ充分ナル注意ヲ拂ヒ不潔物等ノ混入ヲ防止スルニ注意スベシ

二、當直員ハ左ノ諸項ヲ遵守スベシ

(イ) 操舵ノ巧拙ニ因リ編隊航行中艦位ノ保持ニ難易ヲ生ズルノミナラズ航海上ノ安否モ亦關係スル所頗ル大ナルヲ以テ一意専心指令セラレタル針路ヲ保持スルニカムベシ

(ロ) 轉舵ノ多寡緩急ニ因リ旋回力ニ差異ヲ生ジ隨テ陣形運動等ノ際運動ノ齊整困難トナルコトヲ辨ヘ操舵ノ呼吸ヲ會得スルコトニカムベシ

(ハ) 交代ノ際ハ針路及舵ノ具合其ノ他必要ナル諸件ヲ精密ニ申繼ギ終テ同様ノコトヲ當直將校ニ報告スベシ  
轉舵中ハ交代スベカラズ

(ニ) 針路ノ呼稱ハ點數名稱又ハ度數名稱(北一度東、南南

西之西等)ヲ以テシテ單ニ南二點東、北三點半西等ヲ以テスベカラズ

#### 第十項 當直傳令員心得

一、碇泊中ハ總員起床時ヨリ初夜巡檢終了迄航海中ハ常時輪番當直ニ服ス

二、當直傳令ハ常ニ號笛ヲ携帯シ號令命令ノ迅速確實ナル傳令並其ノ實行ニ注意スベシ

三、當直將校等ヨリノ呼稱ニハ號笛ヲ以テ應答スルヲ例トス  
四、舟艇ノ發着ニ際シテハ取次ヲ督勵シ舳索ノ適切ナル使用ニ努メ又衛兵伍長ト共ニ舷門附近ノ清潔整頓ニ留意スベシ

五、短艇、索具、覆類ノ狀況並ニ艦ノ外容ニ注意スベシ  
航海長中ハ救助艇ノ整備ニ關シ特ニ留意スルヲ要ス

六、當直交代ニ際シテハ左ノ申繼ヲ行ヒ其ノ旨當直將校ニ報告

スベシ

碇泊中

- (イ) 特ニ命ゼラレタル事項
- (ロ) 當直將校、副直將校氏名
- (ハ) 艦副長ノ在否（旗艦ニ在リテハ司令長官、司令官、參謀長ニツキ亦同ジ）
- (ニ) 使用中又ハ卸シアル短艇ノ狀況
- (ホ) 艦内作業ノ狀況
- (ヘ) 其ノ他必要ト認ムル事項
- 航海中
- (イ) 碇泊中ノ(イ)(ロ)(ハ)項

- (ロ) 當直艇、事業部及航海當番配員ノ狀況
- (ハ) 天窓、昇降口、通風等ノ狀況
- (ニ) 救助艇及移動物固縛ノ狀況
- (ホ) 其ノ他特ニ必要ト認ムル事項

第十一項 艦内諸役員心得

一、常時艦内（機關科ヲ除ク）ノ雜務ヲ辨ゼシムル爲左記ノ役

員ヲ置ク

外 艇 掛

(水兵員)

居住甲板掃除番

(水兵員)

廁 番

(水兵員)

食 卓 番

(各機關員)

取 次 (水兵員)

從 兵 (水兵員)

守 燈 番 (水兵員)

艦 底 掛 (水兵員)

砲 塔 當 番 (水兵員)

發射管室當番 (水兵員)

甲板要具掛 (水兵員)

前項ノ外砲術科、水雷科、通信科、運用科ニハ倉庫掛ヲ置キ各分擔者ノ命ヲ承ケ服務セシメ又必要ニ應ジ衛生掛、塗具掛、後甲板掛等ノ役員ヲ置ク

二、諸役員ハ甲板士官ノ命ヲ承ケ服務ス但シ砲塔當番ハ砲塔長、

發射管室當番ハ室長ノ命ヲ承クルモノトス

三、諸役員ノ服務期間ハ一ヶ月乃至三ヶ月トシ其ノ選出ハ副長ノ指示ニ基キ分隊長之ヲ行フモノトス

四、諸役員ハ兩舷直員ノ作業ニ服セザルヲ例トス但シ食卓番及甲板要具掛ハ此ノ限ニ在ラズ

五、諸役員ハ服務期間中ハ一般服裝ニ關係スルコトナク事業服ヲ着用スルモノトス

但シ取次從兵ハ衛兵服裝ニ、食卓番ハ一般服裝ニ倣フベシ  
六、各役員ノ内首席者ハ役員ノ長トナリ監督ノ責ニ任ズルモノトス

第一節 外 舷 掛

一、常ニ外舷ヲ清潔ニ保ツコトニカムベシ



- 二、毎朝總員起床後直ニ事業服ニ著替ヘ甲板士官及當直傳令ニ届ケテ外舷艇ヲ下シ事業ニ從事スベシ但シ航海中ハ兩舷直ニ復歸スルモノトス
- 三、午後事業止時刻迄ニ其ノ業務ヲ終リ外舷艇引揚ノ用意ヲ爲シ之ヲ當直傳令ニ報告スベシ
- 四、受持外ノ部ト雖モ外舷ニ現ハルル不體裁ノコトヲ發見シタルトキハ直ニ當直傳令ニ之ヲ報告スベシ
- 五、灰捨テ及水吐キノ下部ハ汚物等附著シ易キモノナレバ常ニ之ヲ洗滌シ清潔ナラシムルコトニ注意スベシ
- 六、水準線及吃水ノ記號ハ明瞭ナル様繕塗スルコトヲ怠ルベカラズ
- 七、外舷ニ銹汁ノ附著シ居ラザル様最モ注意スベシ

- 八、毎金曜日午後ニハ外舷艇ノ内外及諸道具ヲ掃除スベシ
- 九、砂箱ヲ受持チ又半舷上陸等ノ場合ニ於テハ取次ノ補助トナルヲ例トス

#### 第二節 居住甲板掃除番

- 一、居住甲板ヲ清潔ニ保チ且常ニ整頓スルニカムベシ
- 二、毎朝總員起床後事業服ニ著替ヘ直ニ居住甲板ノ掃除ニ從事スベシ
- 三、左記ノ時刻ニハ必ず掃除ヲ爲スベシ尙終日絶ヘズ受持甲板ヲ巡視シ取亂シ又ハ濡レタル場所アルトキハ直ニ之ヲ整頓シ又ハ拭フベシ
  - (イ) 總員起床後
  - (ロ) 朝食後
  - (ハ) 居住甲板掃除(掃、洗、拭)後
  - (ニ) 武器手入ノトキ

(㉞) 午前止業後

(㉟) 晝食後

(㊱) 午後止業後

(㊲) 夕食後

(㊳) 軍事點檢前

(㊴) 初夜巡檢前

四、第三號(㉞)ノ場合ニ於テハ拭方不充分ノ場所ナキ様及隅々ニ至ル迄汚物塵芥等ノ殘ラザル様注意スベシ又(㉟)ノ場合ニ於テ掃除ヲ終ラバ當番ノ者ハ副長巡視了リ次第其ノ他ノ者ハ直ニ武器手入ニ從事スベシ又(㊱)ノ場合ニ於テ掃除終ラバ非番ノ者ハ直ニ寢ニ就キ當番ノ者ハ副長居住甲板巡檢ノトキ之ニ隨從スルモノトス

五、罰金箱及布巾乾索ヲ受持チ又下士官食卓番ヲ兼スルモノトス

### 第三節 廁 番

一、常ニ廁内ヲ清潔ニ保ツベシ

二、毎朝總員起床後事業服ニ著替ヘ其ノ業務ニ從事スベシ

三、左記ノ時刻ニハ必ズ廁内ヲ清潔ニスベシ

(イ) 午前就業後 (ロ) 晝食前

(㉞) 午後就業後 (㉟) 夕食前

(㊱) 軍事點檢前 (㊲) 初夜巡檢前

右ノ外總員起床時十五分前ヨリ消燈時迄不斷(構造之ヲ許ササルモノニ在リテハ屢々海水ヲ流出セシメ汚物ヲ留メザル様注意スベシ)

四、廁ハ左ノ時間中ハ何人タリトモ出入ヲ禁ジ廁内ヲ充分清潔ニ片付ケ點檢用意ヲ爲スベシ但シ點檢ニ要スル時間ノ長短ニ依リ其ノ一部ヲ使用ニ充テ點檢ヲ受ケザルコトヲ得

一、初夜巡檢四十五分前ヨリ其ノ終結迄

二、艦内點檢一時間前ヨリ其ノ終結迄

五、海水「タンク」ニハ常ニ水ヲ絶タザル様注意シ殊ニ軍事點檢後必ズ之ヲ滿スベシ

六、防臭劑及ビ消毒劑ハ艦内衛生法ノ規定ニ依リ時々撒布及ビ交換スベシ

七、下士官以下ノ煙草盆ヲ受持チ常ニ之ヲ清潔ニ保チ火繩ハ成ルベク之ヲ節約スベシ

八、銃器武器手入ニ從事スルヲ要セズ

#### 第四節 食卓番

一、食事ノ配當ヲ受持チ食卓食器及食卓附近ヲ清潔ニ保チ且之ガ保存及整頓ニ從事スルモノトス

二、毎食事後定所ニ於テ食器類ノ消毒ヲ行フベシ

三、居住甲板掃除後及午後甲板掃除後ニハ必ズ受持食卓手箱棚及食器棚ヲ整頓スベシ

四、軍事點檢前ハ令ナクシテ受持食卓附近一切ヲ整頓スベシ

五、月曜日艦内點檢前ニハ食器手箱ヲ飾リ點檢用意ヲ爲スベシ

六、班員ニ移動アルトキハ班長立會ノ上其ノ食器ヲ受授スベシ

七、食卓番交代スルトキハ班長立會ノ上其ノ食卓ノ食器ヲ受授スベシ

八、洗濯桶ヲ受持チ又輪番流シ當番トナリ流シノ掃除ニ任ズベシ

九、下士官食卓番ハ當番食事ヲ爲スベシ

#### 第五節 取次

- 一、當直將校其ノ他准士官以上ノ差使傳令及舷門ノ送迎ニ從事スルモノトス
- 二、當直衛兵伍長監督ノ下ニ碇泊中ハ舷門近傍ニ在リテ總員起床時ヨリ初夜巡檢時迄輪番當直ヲナシ常ニ舷門舷梯及其ノ附近ノ清潔ニ注意シ又上甲板洗ヒ方ノトキハ舷梯ヲ洗ヒ金物手入ノトキハ附屬金物ヲ磨クベシ航海中ハ前艦橋附近ニ在テ晝夜ヲ通ジ當直勤務ニ服スルモノトス
- 三、准士官以上ノ煙草盆、椅子、舷門ニ屬スル手索、靴拭及舳索ヲ受持ツベシ

#### 第六節 從 兵

- 一、准士官以上日常ノ使役ニ服シ又其ノ兵私室、食器室、浴室及洗面所ヲ受持ツモノトス

- 二、准士官以上ノ朝食時刻前ニ其ノ公室ノ掃除ヲ爲スベシ
- 三、食器室ニ輪番當直ヲ爲シ當直ノ間ハ適當ノ代理者ナクシテ該室ヲ離ルベカラズ但シ教練等ノ爲呼出サルルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 四、前日中ニ准士官以上ノ洗面水ヲ用意シ又初夜巡檢後衣服ヲ掃除シ靴ヲ磨クベシ
- 五、准士官以上食事ニ就クトキハ他ノ事業ヲ止メ給仕ヲ爲スベシ
- 六、毎朝准士官以上ノ食事終レバ食器ヲ清潔ニ洗ヒ公室及食器室ヲ整理シ其ノ金物手入ヲ爲シ終テ各受持ノ寢室ヲ掃除シ金物ヲ磨クベシ但シ寢室ヲ受持ツ者上陸スルトキハ他ノ從兵中ニ之ガ代理者ヲ定メ置クモノトス

七、當番ノ者ハ各公私室消燈時迄當直ヲ爲シ該時刻ニ至レバ公室及食器室ヲ片附ケテ就寢シ翌朝「番當釣床納メ」迄就寢スルヲ得但シ航海中ハ終夜一名宛當直スルヲ要ス

八、准士官以上ノ洗濯物ヲ出ストキハ能ク物品ト員數トヲ調べ之ガ控ヲ取り又洗濯屋ヨリ受取ルトキハ一々之ヲ點檢照合スベシ

九、常ニ當番食事ヲ爲スベシ

一〇、受持寢室ノ箆筒及衣服箱等ノ物品納方ヲ命ゼラルトキハ内部ノ錯雜セザルコト及錠前ニ注意スベシ

二、准士官以上入浴スルトキハ其ノ準備ヲ爲シ沐浴了レバ浴室ノ掃除ヲ爲スベシ但シ浴場ノ準備ヲ爲ストキハ甲板士官ニ届クベシ

三、從兵ノ員數ハ左ノ標準ニ依ルベシ

士官室 士官二人ニ付一人

士官次室 候補生以上二人乃至四人ニ付一人

准士官室 准士官二人乃至三人ニ付一人

備考

從僕ノ勤務ハ總テ從兵ニ同ジ

#### 第七節 守 燈 番

一、公私室諸燈機關室諸燈及信號用諸燈ノ外總テ電燈以外ノ燈具ヲ受持チ且燈具室ノ整頓ニ從事スベシ

二、定時定數量ノ蠟燭及燈油ヲ需品分擔者ヨリ受取り定所ニ保管シ其ノ出納ヲ詳ニ記載シ置クベシ

三、守燈番ハ左ノ諸員ノ使用スベキ携帶電燈（又ハ提燈）ヲ定

所ニ準備スベシ

(イ) 甲板士官

(ロ) 先任衛兵伍長

居住甲板拭掃除ノ際又ハ夕食後

(ハ) 各分隊先任下士官

(ニ) 當直衛兵伍長

夕食後

(ホ) 當直傳令

四、航海中日没前ニ航海燈ヲ（要スルトキハ點火シテ）準備シ碇泊中ハ日没ニ於テ碇泊燈（艦尾燈共）ヲ其ノ位置ニ掲ゲ毎朝日出時之ヲ納ムベシ

五、日中臨時ニ要スル洋角燈ハ一時之ヲ貸與スルコトヲ得ルト雖使用後直ニ返納セシムベシ

六、常ニ諸燈具ノ異狀ナキコトニ注意シ渡シタルモノヲ收納ス

ルトキハ破損等ナキヤヲ確メ若シ破損シタルモノアルトキハ其ノ理由ヲ純シタル後之ヲ受領シ速ニ甲板士官及需品分擔者ニ報告シ破損品ハ新品ト交換ノ手續ヲ爲スベシ

七、常ニ受持諸燈ヲ清潔ナラシメ常夜燈ハ定時手入ヲ爲シ油ヲ差スベシ

八、浸油シタル麻、絲屑、木綿類ハ決シテ之ヲ貯藏スベカラズ但シ之ヲ必要トスルトキハ許可ヲ得テ鐵函ニ納メ置クベシ

九、「總員集合」等ニテ燈具室ヲ去ルトキハ必ず燈火ヲ消滅シ且保管物品ヲ納メタル場所ニハ錠ヲ鎖スベシ燈火ハ絲屑ヲ以テ摘ミ消スベカラズ

一〇、武器手入ニ従事スルヲ要セズ

第八節 艦 底 掛

一、水兵員若干ヲ以テ之ヲ編成シ運用科員一名ヲ以テ其ノ長ト  
ス機關科ニ屬スル以外ノ總テノ艦底ヲ受持テ之ガ清淨及保  
存ヲ擔當ス

二、碇泊中毎朝日課手入開始時ヨリ午後ノ止業時迄就業スルモ  
ノトス但シ航海中ハ兩舷直ニ復スベシ

三、就業ノ爲ニ重底ニ入ラムトスルトキハ其ノ前少クトモ二十  
四時間ハ其ノ區劃ノ潛孔及其ノ區前後ノ堰戸弁空氣弁ヲ開  
放シ通風ヲ爲シ置クコトニ注意スベシ

四、就業ニ際シテハ燭火ヲ以テ先充分ニ空氣ノ清濁ヲ檢シ又就  
業中ハ常ニ燭火ノ光明ニ注意シ且爲シ得ル限り換氣ノ方法  
ヲ講ズベシ又約二時間毎ニハ必ず上甲板其ノ他空氣清涼ノ  
場所ニ到リ約十五分間ノ靜養ヲ爲スヲ要ス事業終ラバ必ず

身體ヲ洗ヒ清潔ナル衣服ニ著替フベシ

五、萬一窒息者ヲ生ジタル場合ニ於テ救護ノ時機ヲ逸セザラム  
ガ爲同所ニ就業スル艦底掛ノ數ハ三人ヲ下ラザルヲ要ス

六、二重底内ニ於テハ暖ヲ取ル等ノ爲決シテ乾爐ヲ使用スベカ  
ラズ已ヲ得ザル場合ニ在リテハ許可ヲ得テ赤熱シタル鐵桿  
ヲ入ルベシ

七、二重底ノ潛孔ハ出港前總テ之ヲ閉鎖シ碇泊セバ交番ニ之ヲ  
開放シカメテ換氣ヲ行ヒ且掃除手入ヲ爲スヲ例トス

八、艦底掛長ハ艦底掃除一覽表ヲ備ヘ掃除ヲ行ヒタル都度各區  
劃毎ニ其ノ月日時ヲ記入シ甲板士官ノ査閲ヲ受クベシ

九、艦底掛長ハ各掛員ノ就業時間ヲ記註シ置キ毎月二十五日迄  
ノ分ヲ二十六日中甲板士官ニ差出スベシ

## 第九節 砲塔當番及發射管室當番

- 一、砲塔當番ハ分隊長ノ命ヲ承ケ砲塔一般ノ手入ニ從事スベシ
- 二、發射管室當番ハ分隊長ノ命ヲ承ケ發射管室一般ノ手入ニ從事スベシ

## 第十節 甲板要具掛

- 一、甲板要具ヲ受持チ其ノ保存手入ニ任スベシ
- 二、甲板洗方其ノ他ノ掃除ニ際シテハ速ニ甲板要具ヲ用意スベシ
- 三、一般兩舷直員ノ業務ニ服スルモノトス

## 第十一節 衛生掛

- 一、軍醫科士官及甲板士官ノ命ヲ受ケ服務シ左記諸項ヲ受持ツモノトス

- (イ) 消毒水ノ配給
- (ロ) 食器消毒ノ準備
- (ハ) 痰壺ノ掃除
- (ニ) 握索、靴拭蓆及廁ノ消毒
- (ホ) 准士官以上乗退艦ニ際シ私室ノ消毒
- (ヘ) 右ノ外一般衛生消毒ニ關スル事項

## 第十二項 機關科一般心得

- 一、機關科各部ニ於テ不良ノ箇所又ハ危險ノ事項ヲ發見シタル者ハ順序ヲ經テ機關科當直將校（又ハ擔任機關科將校）ニ報告シ機關科當直將校（又ハ擔任機關科將校）ハ之ヲ機關長ニ報告スベシ

但シ急ヲ要スルモノニ在リテハ直ニ機關科將校又ハ機關長



## ニ報告スベシ

二、倉庫内ニ於テハ一切裸火ヲ使用スベカラズ

三、裸火ハ絲屑ヲ以テ之ヲ摘ミ消スベカラズ

四、止業又ハ「總員上へ」等ニテ受持部ヲ去ルトキハ必ず裸火ヲ消滅スベシ

五、油浸ミタル絲屑、木綿類ヲ貯藏スル場合ニ在リテハ許可ヲ得テ鐵函ニ入レ定所ニ置クベシ

六、機關ノ諸部ハ擔任分隊長ノ許可ナクシテ之ヲ解放スベカラズ解放シタル諸部ヲ結合セムトスルトキハ豫メ検査ヲ受クベシ

七、事業中已ムヲ得ザル事故ニ依リ其ノ位置ヲ離レムトスルトキハ分隊長又ハ分隊士ノ許可ヲ受クベシ又事業時間外濫リ

## ニ機關室ニ入ルベカラズ

八、掃除服、事業服、靴等ハ決シテ定所外ニ取亂シ置クベカラズ

九、直接舷外ニ通ズル諸弁嘴ハ必要以外之ヲ閉鎖シ置クベシ

一〇、軸管衛帶抑及直接舷外ニ通ズル諸弁嘴ハ濫リニ之ヲ閉閉スベカラズ

一一、汽釀中機關科當直將校ノ許可ナクシテ濫リニ蒸氣用ノ諸弁嘴ヲ閉閉スベカラズ

一二、換氣不良ノ場所ニ在リテ作業スルトキハ常ニ燈火ニ注意シ其ノ朦朧トナリ光明ヲ失ヒ始メタルヲ認メタルトキハ直ニ出デ來ルベシ

一三、止業後ハ必ず身體ヲ清潔ニシテ清淨ナル衣服ヲ着用スベシ

一四、機關兵浴室ノ諸整頓ハ機關科特務下士官、同甲板下士官其ノ責ニ任ズト雖尙各直先任者ハ常ニ之ガ清潔ニ注意シ石鹼水等ヲ散亂セシメ又ハ濫リニ洗濯ヲ行フ等ノコトナカラシムルヲ要ス浴室ハ使用後適當ノ通風ヲ行ヒタル後之ヲ閉鎖セシムベシ

一五、冷藏庫内貯藏品出納ノ際ハ製氷機掛下士官ハ必ズ之ニ立會ヒ短時間ト雖其ノ入口ノ戸ヲ開放セシムベカラズ

### 第十三項 機關科當直心得

#### 第一 機關科當直將校心得

以下各號ニ依リ服務スベシ

一、水壓、壓搾空氣、電力等使用ノ請求及揚錨機械、揚艇機械等ノ用意ノ命ヲ受ケタルトキハ其ノ使用時刻十五分前迄ニ

#### 準備スベシ

二、蒸氣壓力ノ保持ニ大ナル影響ヲ及ボス程度ニ新ニ補助機械ヲ發停セムトスルトキハ其ノ十五分前罐部へ豫告セシムベシ

三、諸室内ノ不用白熱電燈ハ消滅シ置カシムル様常ニ注意スベシ

四、碇泊中燃料罐水等ノ使用ニ方リテハ艦ノ傾斜ヲ生ゼザル様注意スベシ

五、碇泊中分隊長不在ノ各部ニ於ケル事業ハ之ヲ監督スルヲ例トス

六、碇泊中ハ午前八時、航海中ハ八點鐘ノ十五分前ニ當直ヲ交代セシムベシ

七、碇泊中初夜巡檢後當直員ニ必要ナル命令及翌日ノ日課作業ノ豫告ヲ與フベシ

八、航海中機關室内ニ限リ左ノ號笛ヲ用フ

長譜一回 ————— 氣ヲ付ケ

短譜二回 ————— 傳令員呼ビ

短譜三回 ————— 運轉下士官、汽釀下士官、電機部下

士官又ハ補機部下士官呼ビ

九、航海中ハ機關科副直將校ヲシテ時々機關室ヲ巡視セシムベシ

三、機關科當直將校ハ各擔任機關科將校ノ通知ニ依リ機關日誌ヲ記註シ初夜巡檢後直ニ機關長ニ差出スベシ

## 第二 機關科副直將校心得

左記諸號ニ依リ機關科當直將校ヲ補佐スベシ

一、碇泊中止業後及職工ノ退散シタル後ハ先任者ハ他ノ機關科副直將校及碇泊當直員ヲ率キ各部ヲ巡視シ整頓ヲ確認シ各部異狀ナキ旨ヲ機關科當直將校ニ報告スベシ

二、碇泊中初夜機關科當直將校ノ機關科巡檢ニ隨從スベシ

三、碇泊中ハ時々機關室ヲ巡視スベシ

四、航海中當直交代時五分前ニ「交代用意」ヲ令シ定時各部交代セバ機關科當直將校ニ報告スベシ

五、航海中ハ機關科當直將校ノ命ヲ承ケ汽釀法運轉法ノ實地指導及一般室内整頓ノ任ニ當リ又機關諸部ノ動作ハ特ニ詳細且確實ニ之ヲ熟知スルコトヲ努ムベシ

六、航海中罐室又ハ機關室中何レカ特ニ命セラレタル部ニ在テ

専ラ當直ニ服スト雖尙毎時一回以上各部ヲ巡視シ其ノ情況ヲ機關科當直將校ニ報告スベシ

### 第三 機關科航海當直下士官心得

左記各號ニ據リ服務スベシ

#### (イ) 運轉下士官

一、機關科副直將校ノ命ヲ承ケ運轉員ヲ指導シ運轉作業上軍紀ノ振肅ニ努ムベシ

二、當直ヲ終ル十五分前左ノ諸項ヲ機關科副直將校ニ報告スベシ

一、運轉中ノ機關狀況

二、各軸承溫度

三、室內溫度、海水溫度

四、給水「タンク」ノ現量

五、蒸溜水ノ蒸溜量及性狀

六、滑潤油及灌水ノ溫度

三、「交代用意」ノ令ニテ機械部員ヲ整列セシメ調査、宜シキトキハ其ノ旨機關科副直將校ニ届出テ命ニヨリ配置ニ就カシムベシ

四、時々各員ニ諸種ノ場合ニ於ケル應急法ヲ教示シ事變ニ處シテ遺憾ナキヲ期スベシ

#### (ロ) 其ノ他ノ機械部員

一、運轉下士官ノ命ヲ承ケ配置ニ就キ所定ノ作業ニ從事スベシ

二、軸室ハ毎時一回以上必ズ巡回シ其ノ狀態ヲ報告スベシ

三、當直ヲ終ルトキハ必要ナル申繼ヲ爲シ交代セバ定所ニ整列

シ命ヲ待ツベシ

(ハ) 倉庫員

- 一、機關科副直將校ノ命ヲ承ケ機關日誌記註、通信、傳令等ニ從事スベシ
- 二、毎四時間ノ需品消費額ヲ調査記帳シ機關科副直將校ニ提出スベシ
- 三、毎日午前八時機械室ノ時計ヲ照合スベシ
- 四、當直ヲ終ルトキハ必要ナル申繼ヲ爲シ機關科副直將校ノ命ニヨリ交代スベシ

(ニ) 汽釀下士官

- 一、分掌指揮(分掌指揮在ラザルトキハ機關科當直將校)ノ命ヲ承ケ汽釀班員ヲ指導シ汽釀作業上軍紀ノ振肅ニ努ムベシ

二、每直一回灌水ノ鹽分ヲ檢測セシメ鹽分多キモノアルトキハ驅鹽ヲ行フベシ

三、當直ヲ終ル十五分前左ノ諸項ヲ分掌指揮(分掌指揮在ラザルトキハ機關科當直將校)ニ報告スベシ

- 一、燃料消費額
- 二、使用石炭庫及重油「タンク」ノ現量
- 三、室内、石炭庫、重油「タンク」ノ溫度及重油加熱溫度、給水溫度

四、室内「ビルヂ」ノ深サ

五、豫備水「タンク」ノ現量

四、「交代用意」ノ令ニテ班員ヲ整列セシメ調査、宜シキトキハ其ノ旨分掌指揮(分掌指揮在ラザルトキハ機關科當直將校)

ニ届出デ命ニヨリ配置ニ就カシムベシ  
 五、當直ヲ終ルトキハ必要ナル申繼ヲ爲シ汽釀班員ヲ督シテ交代スベシ

(ホ) 其ノ他ノ罐部員

一、汽釀下士官ノ命ヲ承ケ作業ニ従事スベシ

二、當直ヲ終ルトキハ必要ナル申繼ヲ爲シ交代セバ定所ニ整理シ命ヲ待ツベシ

(ハ) 舵取機員

一、舵取機械各部ノ作動及注油ニ注意シ每三十分其ノ狀況ヲ機關科當直將校ニ報告スベシ

二、出入港又ハ高速力航走、水道通過等ノ際ハ特ニ各部ノ作動狀況及注油ニ注意スベシ

#### 第十四項 機關科特務下士官心得

一、先任衛兵伍長ノ職務ヲ分掌補助スルコトニ關シテハ副長、當直將校、衛兵司令、甲板士官ノ命ヲ承クベシ

二、總員起床ヨリ初夜巡檢迄服務シ常ニ克ク先任衛兵伍長ト連絡ヲ保チ機關科ノ艦内日課又ハ諸作業施行ニ關シ遺漏ナキヲ期スベシ

三、初夜巡檢後機關科當直將校ヨリ當直員ニ翌日ノ日課及諸作業ニ關シ豫告ヲ爲ス場合ニ之ニ立合ヒ必要ナル揭示ヲ爲シテ其ノ傳達ヲ圖ルベシ

四、常ニ正確ナル機關員ノ配置表ヲ有シ役割ヲモ明記シ置クベシ

五、機關兵浴室ハ常ニ清潔ニ之ヲ保持スル様監督スベシ

六、新ニ役員ニ選出セラレタル者ニハ諸役員心得ヲ教示スベシ

第十五項 機關科役員心得

一、左ノ諸員ヲ機關科役員ト稱ス

機關科甲板下士官 一、二等機關兵曹各舷一名宛

補助 罐 當 直 罐 部 員

碇泊當直下士官兵 倉庫員及諸役員ヲ除キタル各部員

補助復水器當直 機 械 部 員

二、碇泊當直下士官兵及補助復水器當直以外ノ者ハ一ヶ月乃至

三ヶ月交代トス

三、諸役員ノ選出ハ機關長ノ指示ニ基キ首席機關分隊長並罐部

及機械部分隊長之ヲ行フモノトス

第一 機關科甲板下士官

一、機關科當直將校ノ命ヲ承ケ總員起床ヨリ初夜巡檢迄服務シ

一日ヲ以テ交代スルモノトス

二、機關科特務下士官ノ業務ヲ補助シ受持甲板及機關兵浴室ノ

掃除整頓其ノ他日常ノ機關科甲板作業ヲ監督スベシ

三、當直交代ハ朝食後トシ非番ノ日ハ受持部ノ事業ニ從フベシ

四、甲板下士官助手トシテ兵長ヲ服務セシムルコトアルベシ

第二 補助罐當直

一、機關科當直將校及罐部分隊長ノ命ヲ承ケ服務シ本例規機關科當直員心得、機關科航海當直下士官兵心得ノ部ニ準ジ汽釀作業ニ從事スベシ

第三 碇泊當直下士官兵

一、碇泊當直下士官兵ハ機關室其ノ他必要ナル定所ニ在リテ當

直シ一日ヲ以テ交代スルモノトス

(イ) 當直下士官

一、機關科當直將校ノ命ヲ承ケ服務スベシ必用ニ應ジ二等機關兵曹一名ヲシテ當直下士官ヲ補助セシムルコトアルベシ之ヲ副直下士官ト稱ス

二、午前八時當日ノ機關科當直員ノ氏名ヲ定所ニ揭示スベシ

三、午前八時機關室ノ時計ヲ整合スベシ

四、常用補助機械以外ノ補助機械ニ送氣又ハ送電セムトスルトキ機關科當直將校ノ許可ヲ得テ補助罐當直汽釀下士官ニ通知ノ後之ヲ行フベシ

五、汚レ事業ニ從事セシ人員ヲ機關科副直將校ニ報告シ之ニ對スル清水ヲ請求スベシ

六、機關科工事ノ爲職工ノ來艦シタルトキ及其ノ退艦シタルト

キ其ノ職工別員數ヲ取調べ機關科當直將校ニ報告スベシ

七、定時ニ於ケル機關室、燃料庫及海水等ノ溫度「ビルヂ」ノ深度ヲ初夜機關科巡檢前迄ニ機關科當直將校ニ報告スベシ

八、職工ノ退散後ハ機關室ヲ巡視シ裸火ノ放置其ノ他危險ノ有無等ヲ警戒スベシ

九、使用各補助機械ノ運轉時數及補給水量ヲ調査記帳シ署名ノ上機關科當直將校ニ報告スベシ

十、當直ヲ交代セバ通信傳令日誌ヲ檢メ之ヲ機關科當直將校ニ提出スベシ

(ロ) 當直兵

一、當直下士官ノ命ヲ承ケ主トシテ傳令ノ業務ニ服スベシ



二、通信傳令日誌ヲ備へ左ノ記註例ニ倣ヒ重要ナル事項ヲ記録シ置クモノトス

記 註 例

月	日	時	刻	發信者	受信者	傳令	記 事	傳令員 姓
二	一	五	一〇	艦 橋機 關 科	午前七時迄ニ前部揚錨機用			西 本
一	八	九	五〇	機 關 科	長十八分隊長 午前十時ヨリ汽釐檢定ヲ行 ヒ得ル準備ヲナスベシ			後 藤
		〇	二〇	當直將 校	當直下士官 本日午後從課業ナシ			山 口
				補助艦當直同	右補助艦ヲ五番艦ニ變更			岩 本

三、當直兵ハ兵長、上等機關兵ヲ以テ之ニ充テ一等機關兵ハ業務見習トシテ服務セシムルコトアルベシ

第四 補助復水器當直

一、機關科當直將校及當直下士官ノ命ヲ承ケ服務シ一週間ヲ以

テ交代セシム

二、機關部員中兵長、上等機關兵ヲシテ輪番服務セシメ一等機關兵ハ業務見習トシテ服務セシムルコトアルベシ

三、常ニ復水器ノ真空排氣壓力、復水、海水ノ溫度及複助復水裝置ノ運轉等ニ注意シ異狀ヲ認メタルトキハ直ニ其ノ旨報告スベシ

第十六項 軍醫科士官服務心得

海軍軍醫科士官服務規則ニ依ルノ外本心得ニ依リ執務スベシ

一、軍醫長、軍醫科士官ハ定時診察ノ際總テ診察室ニ臨場シ受診患者ヲ一部二部ニ區分シ各受持患者ヲ診察スベシ

患者日誌ノ記註ハ診察シタル軍醫科士官ノ擔當トス

二、軍醫長ハ准士官以上退艦ノ際其ノ使用シタル寢室ヲ消毒セ

シムベシ

- 三、軍醫長ハ毎月射手、測距手、信號員、見張員ノ眼及通信傳令員、電信員ノ耳検査シ其ノ検査ノ成績ヲ艦長ニ報告スベシ
- 四、當直軍醫科士官ハ時々艦内ヲ巡視シ各部ニ於ケル空氣ノ流通、乾濕、溫度及倉庫、艦底、烹炊室、厠等ノ狀況竝乗員ノ被服、寢具、食器、糧食、飲料水等ノ適否ニ注意シ意見アルトキハ軍醫長ニ申出ヅベシ
- 五、艦外ニ於ケル教練及射撃等ニハ後任ノ軍醫科士官出張スルモノトス

- 六、當直艦ノ軍醫科士官陸上衛生狀況ヲ視察シタルトキハ直ニ其ノ狀況ヲ旗艦ニ報告スベシ

第十七項 主計科准士官以上心得

- 一、庶務主任ヲ命ゼラレタル主計科准士官以上ハ文書竝ニ之ニ關聯スル事務ニ付主計長ノ職務ヲ分擔補助スベシ
- 二、艦長又ハ艦ノ名ヲ以テ發送スル文書ハ主務者之ヲ起案シ關係者、副長、艦長ノ閱覽ヲ經テ淨書ノ上主計長ニ移スヲ例トスルガ故ニ之ヲ受領シタルトキハ成規ニ從ヒ處理スベシ
- 三、接受シタル公文書ニハ受付月日印ノ押印、件名簿ニ摘記及艦長、副長、主計長竝ニ關係者ノ指定等ヲ爲シ主計長閱覽シタル後成規ニ從ヒ之ヲ通覽スルモノトス但シ至急ヲ要スルモノ又ハ回答ヲ要スルモノハ先ヅ關係者ニ示シ其ノ意見若クハ案ヲ具シ副長、艦長ノ閱覽ニ供スルモ妨ナシ
- 四、關係者竝ニ一般ヘノ書類回覽ノ場所、時間ハ凡テ左ノ標準ニ據ルモノトス

士官室 午前八時↓夕食時迄

第一士官次室 初夜巡檢時↓翌朝總員起床時迄

准士官室 總員起床時↓午前八時迄

第二士官次室 夕食時↓初夜巡檢時迄

但シ右指定場所以外ニ携行スル場合ハ其ノ旨主計長又ハ庶務主任ニ通知シ用濟後直ニ所定場所ニ返戻シ置クモノトス又士官室ニ供ヘアルトキ士官次室以下ノ者ハ就テ閲覽スルモ妨ナシ

至急ヲ要スルモノハ前項ノ規定ニ依ルコトナク速ニ關係者ニ回覽スルモノトス

五、處分末濟ノ文書ノ整備及提出書類ノ處理ニ就テハ一覽表等ヲ作成シ置キ誤ナキヲ期スベシ

六、郵便切手受拂簿ハ宛先、種別(電報、書留、小包、爲替等)料金基礎(量目、字數、金額)及受拂ヲ明ニシ毎日殘額ヲ示シ月末ニ於テ受拂ヲ合計シ主計長之ヲ檢印スベシ  
特殊郵便物(通常小包)受領證ハ適宜編綴保存スベシ

七、海上ニ於テ多額ノ現金ヲ搬移スルトキハ沈没流失等ノ萬一ニ應ズル爲容器ニ浮標ヲ附スル等ノ手段ヲ採ルコトヲ怠ラザルヲ要ス

八、下士官兵傭人ニ對スル定期給與金渡方ハ當直將校監視ノ下ニ先任衛兵伍長立會ノ上指定ノ時間及場所ニ於テ行フモノトス

前項ノ時間中ニ事故ノ爲領收シ能ハザル者アルトキハ主計科事務室ニ於テ適宜ノ時ニ渡スモノトス

九、轉出者ニ對スル給與通牒（下士官兵ニ在リテハ被服物品交付表共）ハ速ニ之ヲ發送スベシ

一〇、被服在庫品ハ時々之ガ狀況ヲ檢査シ又毎月一回帳簿殘高ト現品トヲ對査スベシ

一一、被服物品ヲ貸與シタルトキハ貸與簿ニ借用者ノ證印ヲ徵スベシ

貸與物品ハ必要ニ應ジ貸與簿ト對査點檢スベシ

一二、糧食ニ關シテハ行動作業季節等ヲ考慮シ支出額及獻立ニ特ニ留意スルヲ要ス

一三、糧倉庫ニハ糧倉品庫出簿又ハ糧食品在庫表ヲ備ヘ現品ノ庫入庫出毎ニ其ノ品名數量等ヲ記註又ハ訂正シ其ノ在庫高ヲ明ニシ置クベシ

一四、糧食在庫品ハ時々之ガ狀況ヲ檢査シ又毎月一回以上帳簿殘高ト現品トヲ對査スベシ

一五、主計長ハ嗜好糧食委員及同委員附ト協議ノ上嗜好食料ノ運用ヲ適切ナラシムベシ

一六、艦營需品供給豫算ノ總括告知アリタルトキハ主計長ハ成ルベク同役務ノ既往三ヶ年間に於ケル各科別所要平均額ヲ標準トシ任務行動及各科需品ノ現狀ヲ考慮ノ上豫備額及各科別配分額ヲ算定シ艦長ノ決裁ヲ受クベシ

豫備額ノ増配各科相互ノ増減更定ノ場合亦同ジ

一七、艦營需品消耗品ハ定額表並ニ前年度中ノ各部使用量統計ニ基キ各部ノ使用數量ヲ概定シ置キ濫費ナカラシムベシ

一八、毎月一回需品諸帳簿ト現品トヲ對査シ常ニ之カ整頓ヲ圖ル

ベシ

一九、主計長分任兵備品會計官吏又ハ兵備品取扱主任ヨリ艦營需品燃料等兵備品ノ直買請求ヲ受ケタルトキハ其ノ事由豫算等考慮ノ上之ガ購買ヲ爲スモノトス  
購買品ハ其ノ規格條件ニ據リ検査看量ノ上之ヲ受領シ其ノ主管者ニ移スベシ

但シ清水燃料等ニ在リテハ其ノ検査受領ヲ其ノ主管者ニ委託スルコトヲ得

軍港外ニ於テ飲料水糧食品等ノ調辦ヲ爲サントスルトキハ該地方ノ衛生狀況ニ注意シ之カ受領ニ當リテハ軍醫科士官立會ノ上検査スベシ

軍艦例規 (終)

## 軍艦例規第六回改正要點摘錄

### ○軍艦週課日課規則ノ部

#### 一、週課表ニ就テ

週課表ハ一週間ノ日課ヲ訓育教練整備及休養日課ニ大別シ之ニ主要ナル教練作業ヲ表示スルニ止メ其ノ細目ニ關シテハ一ニ實情ニ應ジ各艦(隊)ノ案畫ニ俟ツ如ク改正セリ

#### 二、日課表ニ就テ

日課ノ適否ハ直ニ教練作業ノ能率ニ影響シ且乗員生活ノ基調ナル點ヲモ考慮シ主トシテ左記諸點ニ改正ヲ施セリ

(イ) 甲日課ニ就テ

(1) 艦隊ニ在リテハ現行乙日課ヲ主用スル見地ニ於テ之

- (2) ヲ甲日課ト改稱シ航海碇泊ノ區別ヲ廢ス  
 總員起床時ヲ夏季冬季別ニ三十分伸縮シ得ルコトヲ  
 明示シ從テ朝食時ヲ十五分加減スルコトヲ得サシム  
 洗濯施行ノ場合朝食時ヲ十五分早クシ從テ午前ノ就  
 業ヲ十五分早ム
- (3) 士官衛兵釣床ヲ當番釣床ト改稱シ朝食十五分前ニ收  
 メシム
- (4) 現行診察時間ハ比較的早朝ニシテ之ガ勵行困難ナル  
 ニ鑑ミ訓育教練整備等日課別ニ艦ノ實情ニ應ズル如  
 ク改正セリ
- (5) 軍事點檢ハ艦隊編成(集合)時機又ハ必要ト認ムル  
 場合等特令ニ依リ之ヲ施行スルコトニ改ム

- (6) 午後ノ就業ヲ一三一五トシ兵科機關科整一ナラシム  
 教練日課ニ在リテハ日課手入ノ際施行スル武器手入  
 ヲ課業(教練、作業)終了ニ引續キ行フコトニ改ム
- (7) 艦隊ニ在リテハ酷暑日課ト雖作業ヲ實施スルヲ本旨  
 トシ午後定時就業一四三〇止業後游泳トシ游泳ヲ行  
 ハザルトキハ作業又ハ休憩スルコトニ改ム
- (8) 巡檢用意ヨリ總員就寢ノ現規定ヲ改メ且許可ヲ得テ  
 午後十一時迄一定ノ場所ニ於テ讀書又ハ作業スルコ  
 トヲ得サシメ以テ兵員ノ學習ニ便ナラシム
- (9) 冬季巡檢時刻ヲ二〇〇〇トシ航海碇泊ノ區別ヲ止ム  
 教練作業ノ情況ニ依リ日課手入ハ其ノ一部ヲ省略シ  
 又ハ當直員ヲ以テ之ニ充テ非番直員ハ同時刻ヨリ教
- (10) (11)

練作業ニ從事シ得ルノ事項ヲ明示シ一ニ各艦(隊)

ノ實情ニ應ジ能率アル作業ノ實地ニ留意セシム

(ロ) 乙日課ニ就テ

入湯上陸ヲ許可スル場合ノ日課ヲ乙日課ト改稱ス

○軍艦週課日課施行心得ノ部

### 一、「日課」ノ部

(イ) 「艦内大掃除」ノ項目ヲ新ニ規定ス

新ニ本項ヲ規定シ保存整備ニ關スル要項ヲ記載ス

(ロ) 現行例規ニ於テ「雜件」ノ部ニ在リタル「洗濯」ニ關スル事項ハ日課事項ナルヲ以テ之ヲ「日課」ノ部ニ移載セ

(ハ) 現行例規第三項「機關科日課」ヲ削除シ一艦共通ノ日課ヲ規定スルタメ第一項第八節「教育及事業」ノ部ヲ改正セリ

### 二、「諸點檢」ノ部

保存整備ノ勵行ヲ期シ新ニ「艦底點檢」ニ關スル事項ヲ規定ス

### 三、「離件」ノ部

(イ) 「食器配當」ニ就テ

當番食事配當時ヲ成ルベク定時ニ近カラシムルタメ之ヲ定時ノ三十分前ニ改メ且當番食數ヲ減少ヲ計ルベキコトヲ明示ス

(ロ) 面會人竝ニ觀覽者取締心得ヲ新ニ規定ス

## ○軍艦職員服務心得ノ部

## 一、艦員一般心得ニ就テ

「ラデオ」聴取及活動寫眞ニ關スル規定ヲ新ニ加ヘ且作業地等ニ於ケル乗員ノ慰安ヲ考慮シテ許可スベキ事項ノ範圍ヲ明示セリ

## 二、暗號員心得及當直電令員心得ノ必要ヲ認メ新ニ之ヲ規定ス

## 三、其ノ他

慣習又ハ常識上特ニ規定ノ要ナキモノヲ削除シ或ハ兵器竝ニ教育訓練ノ進歩ニ鑑ミ各部ニ亘リ改正セル點尠カラズ

(終)